資料1

第1部　計画策定について＜総論＞
（修正版）

＜修正箇所＞
〇障害のある人・ない人、子ども、高齢者など　⇒　障害のあるなしに関わらず
〇地域共生社会　⇒　共生社会　　〇障害福祉の動向　令和４年８月対日審査追加

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景・趣旨

障害者基本法では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することと規定されています。

そして、平成27(2015)年には、障害者基本法第11条第３項に基づき「品川区障害者計画」を策定、平成29(2017)年には、障害福祉サービス等の見込み量や確保のための方策を定める「第６期品川区障害福祉計画」・「第２期品川区障害児福祉計画」を策定し、これまで障害者施策の推進に努めてきました。

平成23(2011)年には改正「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成24(2012)年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、平成25(2013)年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、我が国は平成26(2014)年１月、障害者の権利および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳尊重の促進を目的とした「障害者権利条約」に批准しました。

条約批准後、障害者に対する「合理的配慮」の提供を行政だけでなく、民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」（令和３(2021)年）、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和４(2022)年）など障害者の権利および基本的自由の享有に関する法整備が順次、進められてきました。

しかしながら、令和４(2022)年８月の国連での障害者権利条約対日審査の総括所見において、施設からの地域移行が進んでいない等の勧告・要請を受け、我が国は国際社会から障害者の権利および基本的自由の享有に向けたさらなる取り組みを求められています。

さらに、国は平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、「誰一人取り残さない」との基本理念のもと、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を令和12(2030)年までに達成するため、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進するとしています。

本区では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす~~地域共生社会~~の実現を目指して、今後の障害者施策の推進に取り組んでいきます。

■図 1-1　障害福祉の動向（主な法改正・制度改正等）

平成 28(2016)年４月	**障害者差別解消法≪施行≫** 障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的とした法律
４月	**改正障害者雇用促進法≪施行≫（一部は平成 30 年４月施行）** 雇用分野における障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加
５月	**成年後見制度利用促進法≪施行≫** 成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにした法律
８月	**改正発達障害者支援法≪施行≫** 〇基本理念の新設、国および自治体の責務を一部追加 〇発達障害者の定義の見直し 〇国民、事業者および高等教育機関の責務を一部追加
平成 29(2017)年 10 月	**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネット法）≪施行≫** 〇セーフティネット住宅の登録制度、入居支援
平成 30(2018)年４月	**改正障害者総合支援法および改正児童福祉法≪施行≫** 〇新サービスの創設「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」 〇高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 〇障害児福祉計画の策定義務 〇医療的ケアを要する障害児支援（令和 28(2016)年６月施行）
６月	**障害者文化芸術活動推進法≪施行≫** 障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や支援を促進することを目的とした法律
10 月	**東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例≪施行≫**障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民および事業者の責務を明らかにした条例
11 月	**改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）≪施行≫** 〇共生社会の実現や社会的障壁の除去について明確化
平成 31(2018)年４月	**改正バリアフリー法≪施行≫** 〇公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

令和元(2019)年　６月	**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）≪施行≫** 障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目的とした法律
令和２(2020)年　４月	**改正障害者雇用促進法≪施行≫** 〇公的機関による障害者活躍推進計画の作成、公表の義務化 〇障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類の保存義務化 〇短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保 〇中小企業における障害者雇用の推進
６月	**改正バリアフリー法≪施行≫** 〇市町村等による「心のバリアフリー」の推進
12 月	**聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律≪施行≫** 国等の責務および基本方針の策定について定め、公共インフラとしての「電話リレーサービス」を制度化し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的とした法律
令和３(2021)年　６月	**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律≪施行≫** 国や地方自治体が医療的ケア児の支援に責務を負うことを初めて明文化した法律
令和４(2022)年　５月	**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法≪施行≫** 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を資することを目的とした法律
８月	**障害者権利条約の対日審査≪実施≫** 国連障害者権利委員会による条約の実施状況の審査が行われ、９月に総括所見が公表された
９月	**東京都手話言語条例≪施行≫** 手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的とした条例
12 月	**障害者総合支援法など８法一括改正法≪制定≫** **（一部を除き令和６(2024)年４月施行）** 〇障害のある人の住まいや働き方の幅を広げることが柱 〇新サービスの創設「就労選択支援」 〇精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備：「入院者訪問支援事業」「精神科病院における虐待通報制度」の創設

令和５(2023)年　３月	**第５次障害者基本計画≪策定≫** 障害者施策に関する国の基本計画。計画期間は、令和５(2023)年度から令和９(2027)年度までの５年間
４月	**こども家庭庁≪新設≫** 障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省等から移管

２　計画の性格と位置づけ

本計画は、「品川区障害者計画」および「第７期品川区障害福祉計画」、「第３期品川区障害児福祉計画」の３計画を一体的な計画として策定するものであり、本区の障害者施策の方向性や具体的な方策を定めています。

また、本計画は、国の「第５次障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、区政の全体計画である「品川区長期基本計画」および「品川区地域福祉計画」等の関連する各計画との調和と整合を図っています。

①品川区障害者計画

障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市区町村障害者計画」であり、基本理念や基本方針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めています。

②第７期品川区障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市区町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

③第３期品川区障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく「市区町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

※「第７期品川区障害福祉計画」および「第３期品川区障害児福祉計画」に障害者計画を含めることで、区の障害福祉施策の全体像が把握できる構成としました。

■図 1-2　計画の定義

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法（第 11 条第３項）	障害者総合支援法（第 88 条第１項）	児童福祉法（第 33 条の 20 第１項）
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保などに関する計画	障害児通所支援等の確保などに関する計画
計画期間	計画期間は各自治体の任意	原則３年を１期（計画期間変更可）	原則３年を１期（計画期間変更可）

■図 1-3　計画の位置づけ

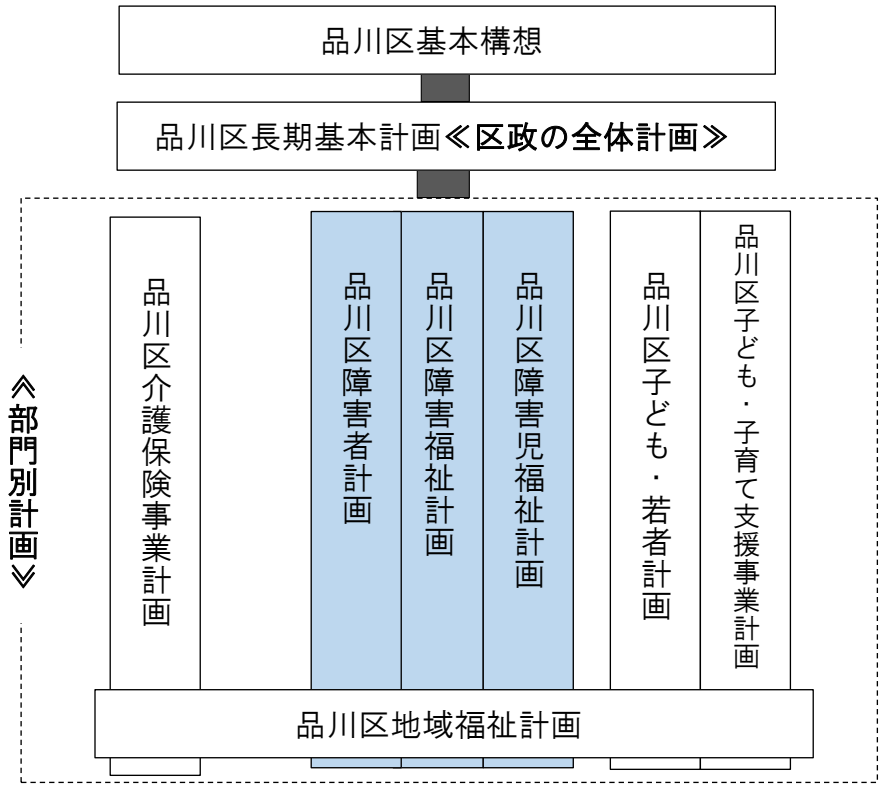

3　計画の期間

○「品川区障害者計画」は、令和６(2024)年度から令和 11(2029)年度までの６年間を計画期間として策定します。

※市区町村は、「障害者基本計画」および「都道府県障害者計画」を基本に策定するとされています。国の「第５次障害者基本計画」の計画期間は５年間（令和５(2023)年度～令和９(2027)年度）です。

○「第７期品川区障害福祉計画」と「第３期品川区障害児福祉計画」は、令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの３年間を計画期間として策定します。

■図 1-4　計画の期間

<table>
<tr><th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td>長期基本計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="10">10 年間（Ｒ２～Ｒ11）</td></tr>
<tr><td>障害者計画</td><td colspan="9">９年間（H27～Ｒ５）</td><td colspan="6">６年間（Ｒ６～R11）</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画</td><td colspan="3">第４期</td><td colspan="3">第５期</td><td colspan="3">第６期</td><td colspan="3">第７期</td><td colspan="3">第８期</td></tr>
<tr><td>障害児福祉計画</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">第１期</td><td colspan="3">第２期</td><td colspan="3">第３期</td><td colspan="3">第４期</td></tr>
</table>

４　計画の策定体制

〇令和４(2022)年９月、障害児者の生活状況や障害福祉サービスに係る利用者ニーズ、区の障害者施策に対する意見や要望等を把握するため、アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）を実施しました。

〇本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、就労関係者、教育関係者、障害者団体、公募区民、行政職員で構成する「品川区障害福祉計画等策定委員会を設置。計画策定に関して検討を行いました。

〇本計画の策定にあたり、障害者総合支援法第 88 条の９に基づき、「品川区地域自立支援協議会」において、意見聴取を行いました。

〇本計画の策定にあたり、障害当事者やその家族の意見を反映させるため、障害者団体ヒアリングを実施しました。

〇本計画の策定にあたり、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

〇本計画の策定にあたり、関連する部署の管理職で構成する「庁内連絡会」を開催し、計画の検討や調整を行いました。

■図 1-5　計画策定の体制

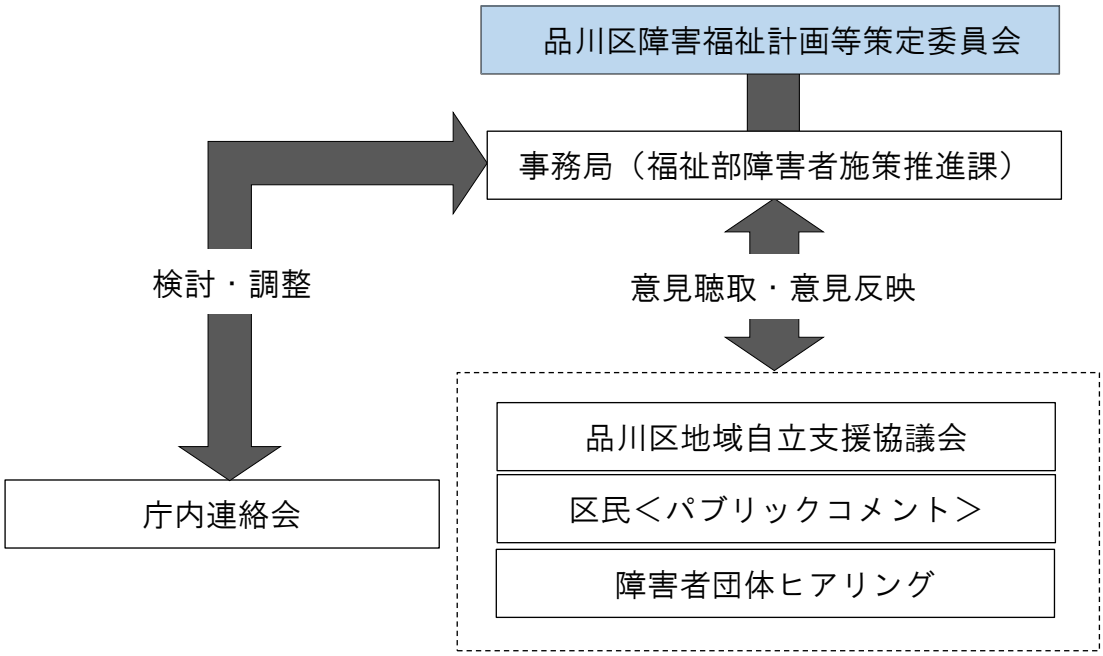

5　計画の推進体制

〇障害者総合支援法第 88 条の２に基づいて、計画に定める事項は、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。

〇障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、品川区障害福祉計画推進委員会を設置し、ＰＤＣＡサイクルに基づいて計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて計画の改善・見直しを行います。

■図 1-6　ＰＤＣＡサイクルのプロセス

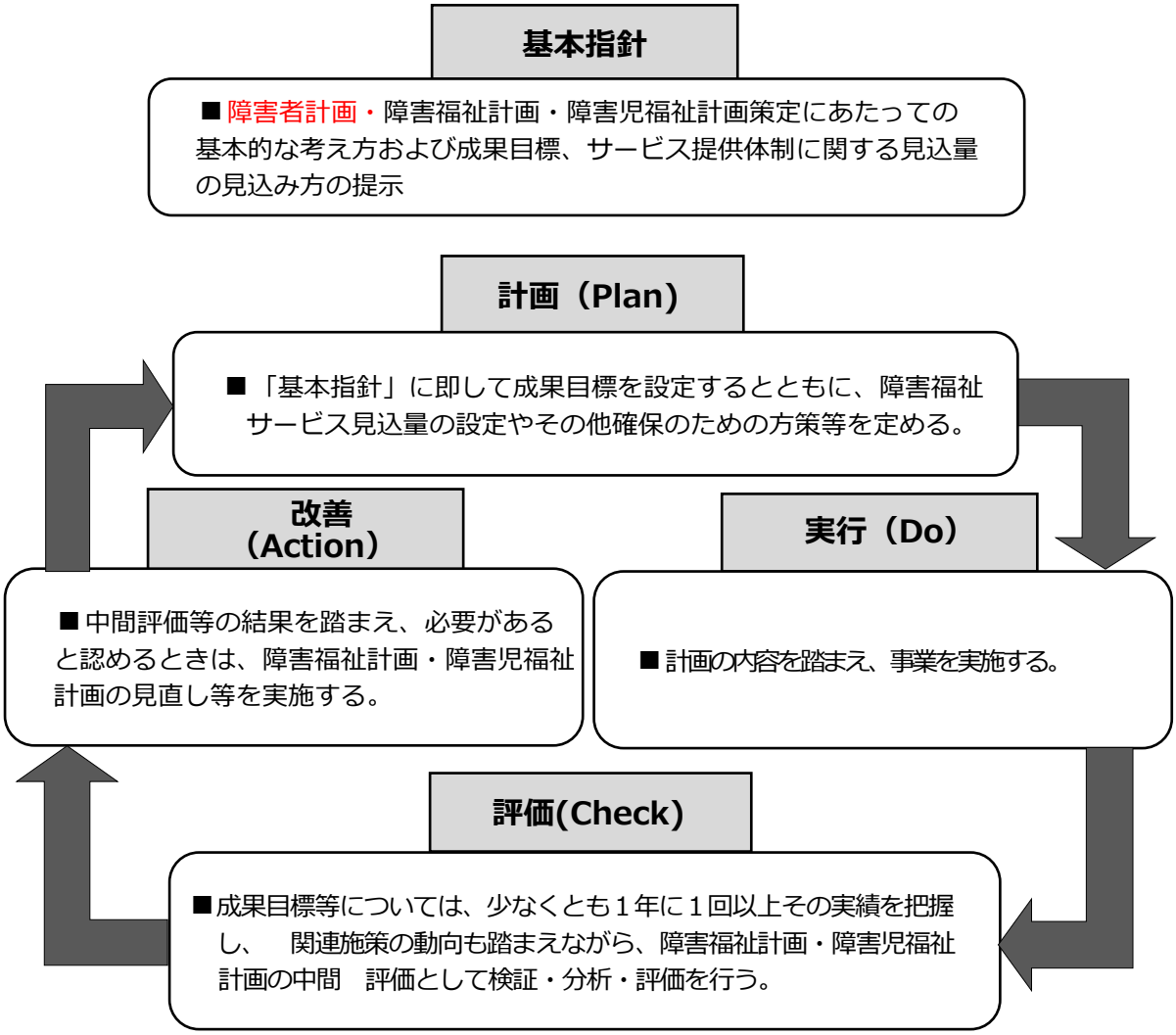

第２章　障害児者の現状

１　障害児者の現状

①　人口の推移、手帳所持者数の推移

区の人口は平成 29(2017)年度から令和３(2021)年度にかけて増加傾向にありますが、令和２(2020)年度からは 40 万５千人前後で増減しており、令和５(2023)年度の人口は 40 万 6,362 人です。

そのうち、65 歳以上の高齢人口は増加を続けていましたが、令和３(2021)年度は 82,057 人と令和４(2022)年度はやや減少しています。

また、０歳から 17 歳までの 18 歳未満の人口も、高齢人口と同じく令和３(2021)年度の 55,243 人が最も多く、令和４(2022)年度から令和５(2023)年度にかけて横ばいから減少傾向にあります。【図 2-1】

■図 2-1　品川区の人口の推移

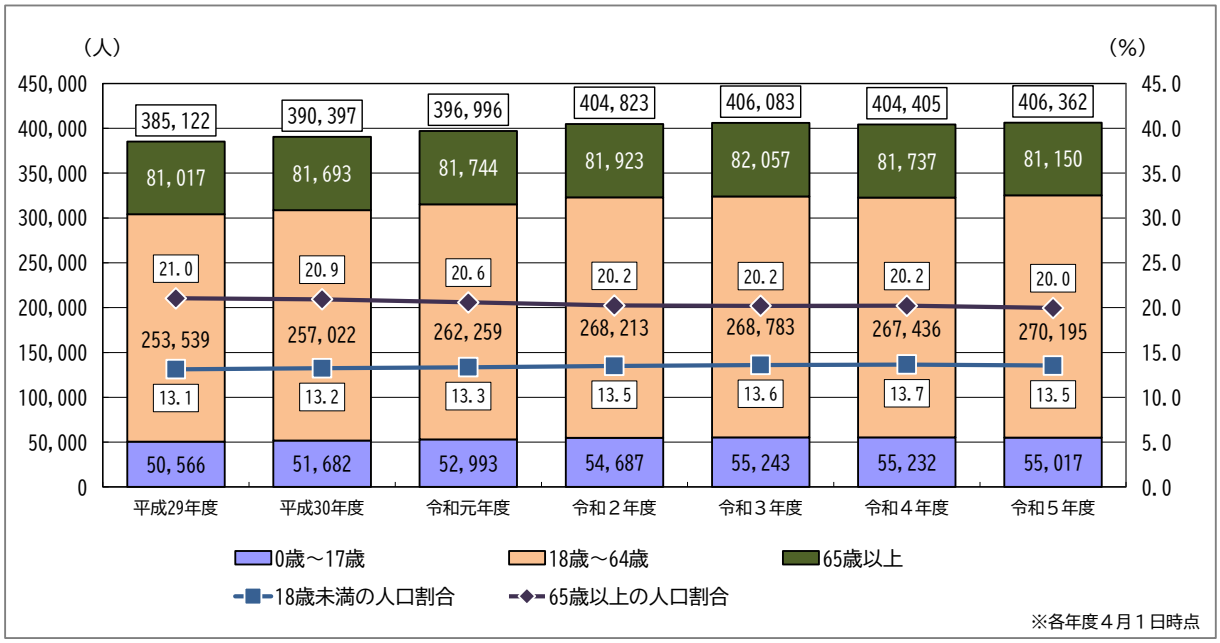

※出典：「品川区の統計」

区の障害者手帳所持者は、令和４(2022)年度時点で、身体障害者手帳が 9,201 人、愛の手帳が 2,089 人、精神障害者保健福祉手帳が 3,979 人となっています。

総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は 3.8%となっています。

身体障害者手帳所持者が減少傾向、愛の手帳所持者が増加傾向となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増加しており、平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度にかけて２倍近い人数となっています。【図 2-2】

■図 2-2　品川区の総人口に対する障害者手帳所持者数および所持率の推移

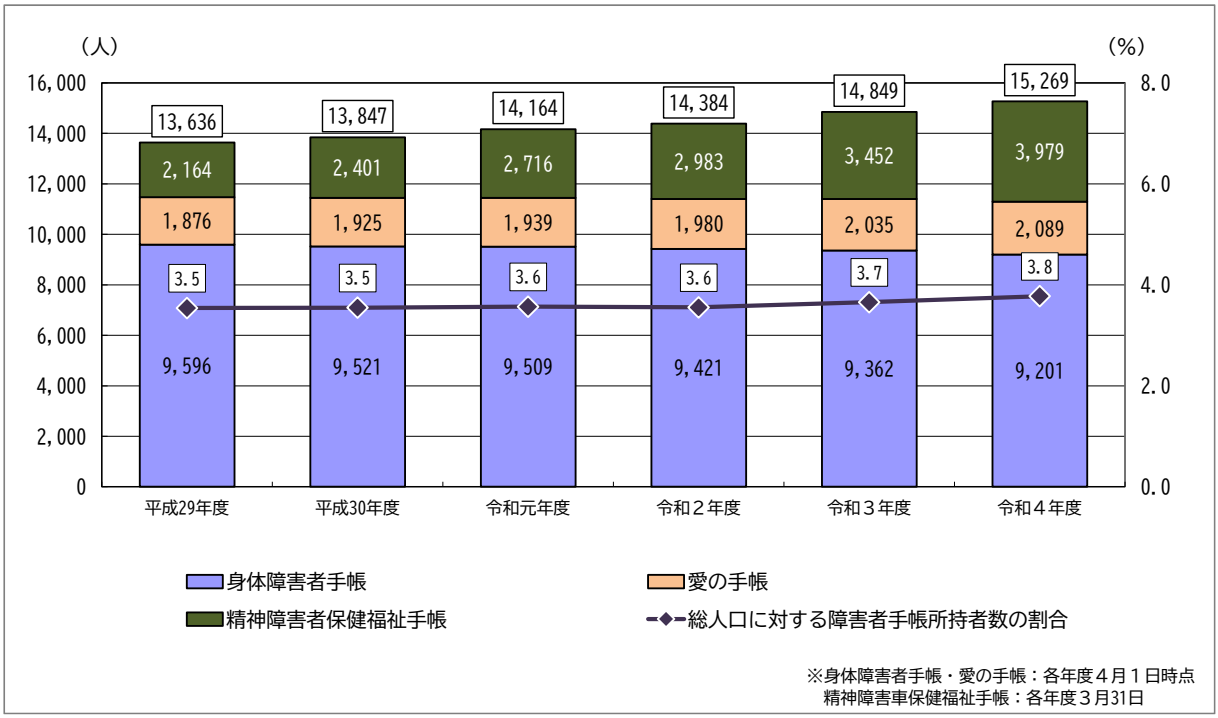

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が２年であるため、当該年度と前年度の認定件数の合計値としています。

※重複障害者を含むため、合計は延べ人数です。

※出典：「品川区の福祉」、「品川区の保健衛生と社会保険」

障害福祉サービス受給者証発行者数については、令和４(2022)年度で 1,814 人となっています。

平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度までの過去６年間で 292 人増加しており、特に精神障害では平成 29(2017)年度から 164 人増えています。【図 2-3】

■図 2-3　障害福祉サービス受給者証発行者数の推移

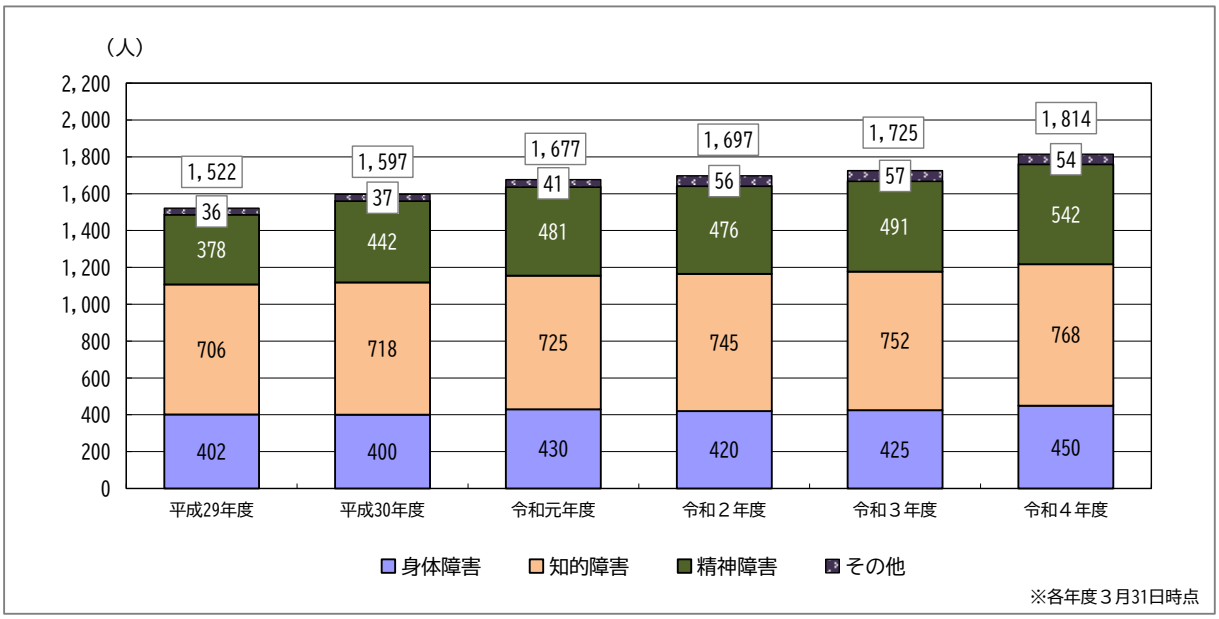

※「その他」は手帳を所持していないが、障害福祉サービス受給者証の発行を受けている人数。

② 身体障害者の状況

区の身体障害者手帳所持者は、令和５(2023)年度で 9,014 人となっており、そのうち 65 歳以上の人数は 5,919 人で、身体障害者手帳所持者の 65.7%となっています。

平成 29(2017)年度から令和５(2023)年度までの過去７年間で、手帳所持者数は 582 人減少し、65 歳以上の割合は 2.7 ポイント減少しています。【図 2-4】

等級別で見ると、１級から５級で減少傾向にあります。

６級は平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年にかけて 92 人と大きく増加し、令和元(2019)年度に 44 人減少した後は増加傾向にあります。【図 2-5】

■図 2-4　身体障害者手帳所持者数および 65 歳以上の所持者数の割合の推移

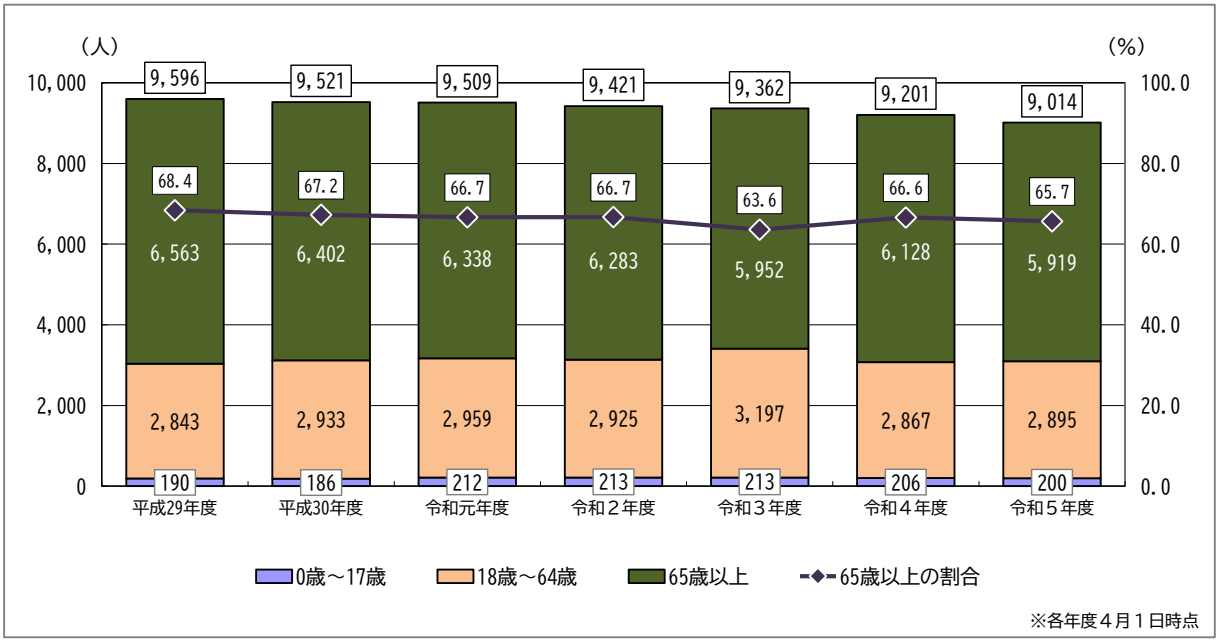

■図 2-5　身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移

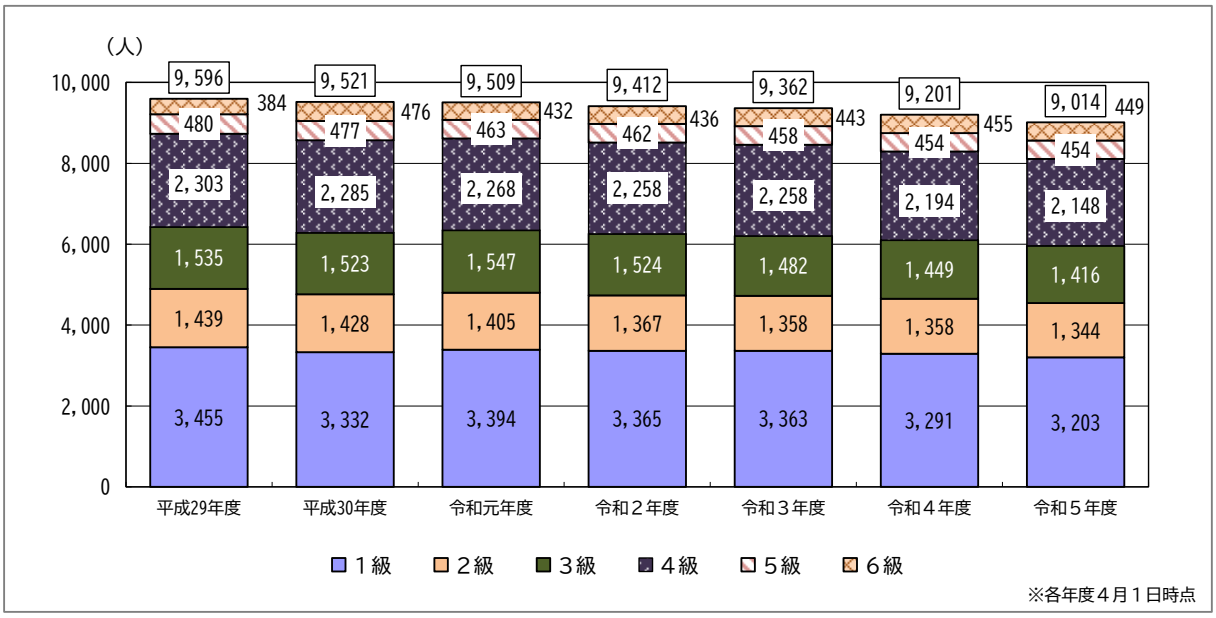

障害種別で見ると、令和５(2023)年度では、肢体不自由が 3,896 人、内部障害が 3,557 人と 3,000 人を超えて多くなっています。【図 2-6】

また、在宅生活をする心身に重度の障害があり、常時複雑な介護が必要な人は、令和５(2023)年度で 137 人と、平成 29(2017)年度から減少傾向にあります。【図 2-7】

■図 2-6　身体障害者手帳所持者の障害種別推移

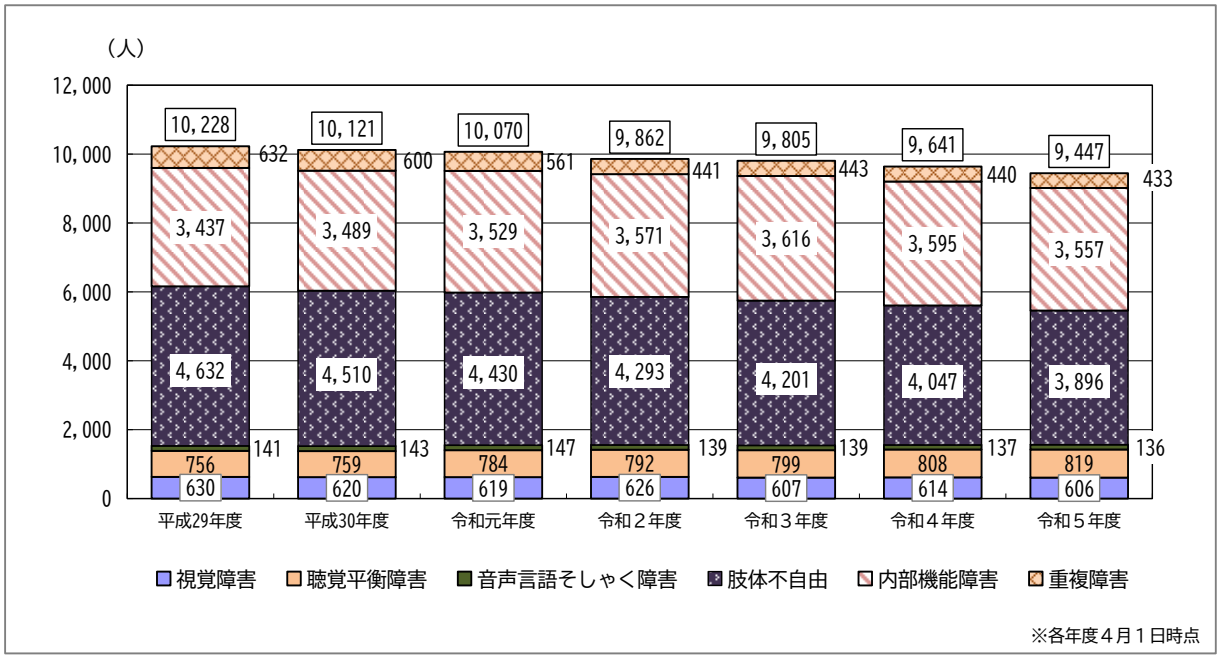

※「重複障害」は、平成 28（2016）年度以降、主たる障害に計上されています。

■図 2-7　重症心身障害者（東京都重度心身障害者手当※受給者）の推移

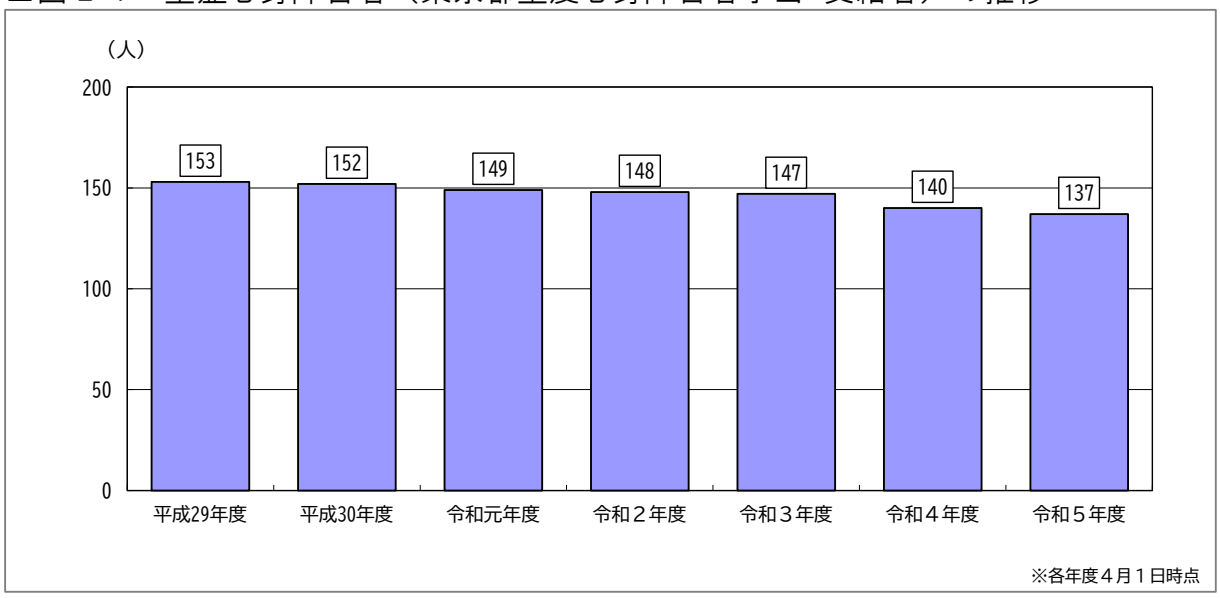

※「東京都重度心身障害者手当」とは、在宅生活をする心身に重度の障害があり、常時複雑な介護が必要な方に対して、東京都の条例により支給される手当です。

③ 知的障害者の状況

区の愛の手帳所持者は、令和５(2023)年度で 2,194 人となっており、そのうち、65 歳以上の人数は 210 人で、愛の手帳所持者全体の 9.6%の割合となっています。

平成 29(2017)年度から令和５(2023)年度までの過去７年間で、手帳所持者数は 318 人増加していますが、65 歳以上の割合は 0.8 ポイント減少しています。【図 2-8】

等級別で見ると、２度から４度の人数は増加傾向にあり、特に４度は平成 29(2017)年度から約 200 人増加しています。【図 2-9】

■図 2-8　愛の手帳所持者数および 65 歳以上の所持者数の割合の推移

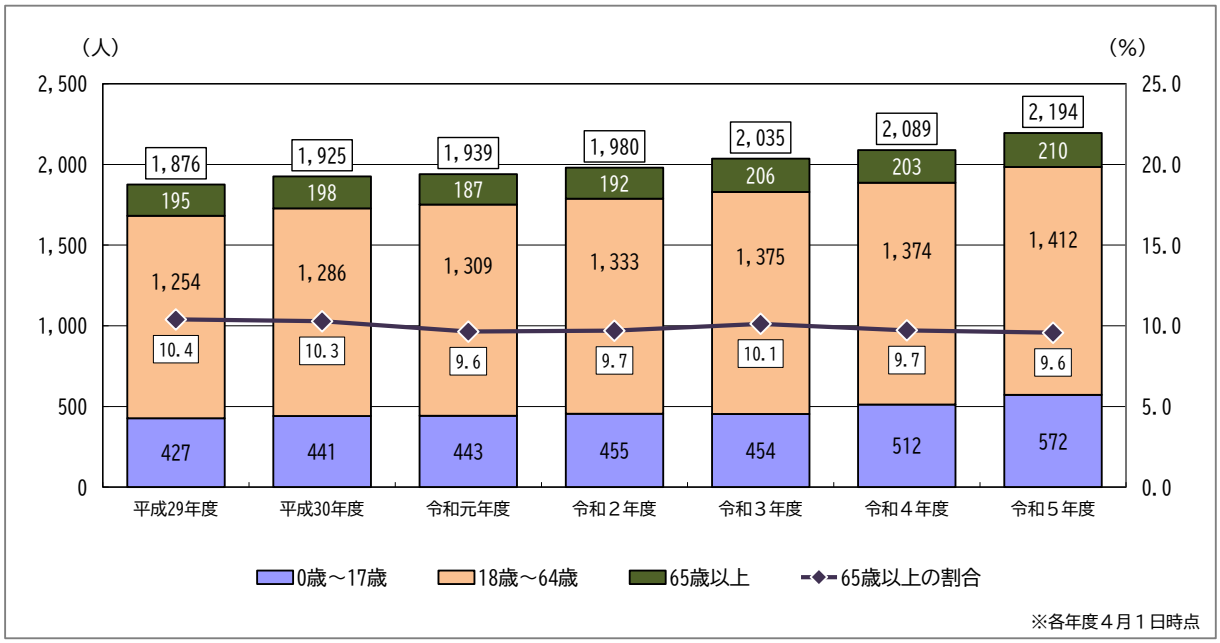

■図 2-9　愛の手帳所持者の等級別人数の推移

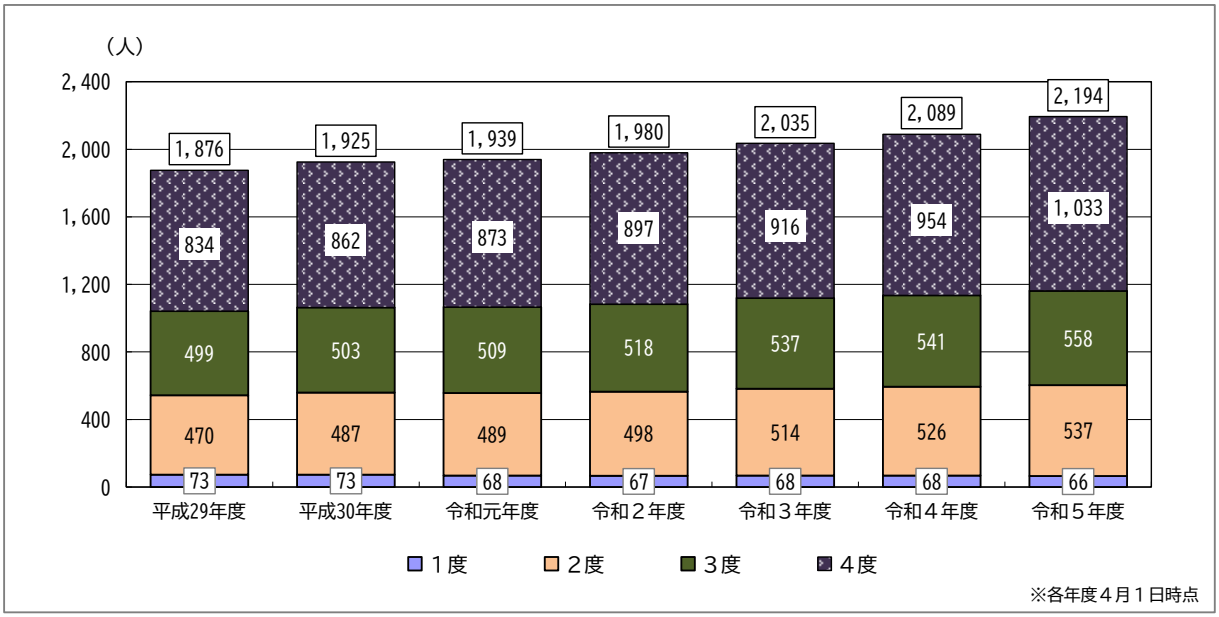

④ 精神障害者の状況

区の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和４(2022)年度で 3,979 人となっており、自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は 6,980 件となっています。

平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度までの過去６年間で、手帳所持者数は 1,815 人増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は、令和２(2020)年度には新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいますが、令和３(2021)年度からは引き続き増加傾向を見せています。【図 2-10】

■図 2-10　精神障害者保健福祉手帳所持者数および自立支援医療（精神通院医療）申請件数の推移

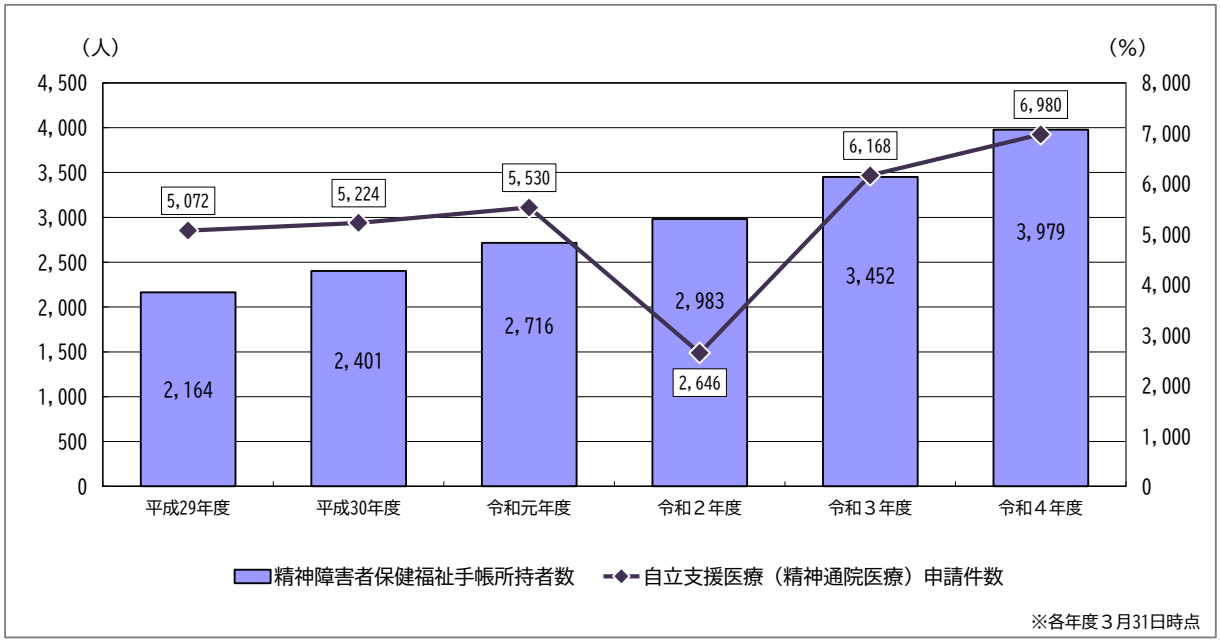

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が２年でありため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の有効期限を１年延長するよう厚生労働省が省令を改正したため、令和２(2020)年度の自立支援医療（精神通院医療）の申請件数が大きく減少しています。

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

等級別で見ると、１級から３級のいずれの認定者数も、平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度の６年間で増加しています。【図 2-11】

■図 2-11　精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別人数の推移

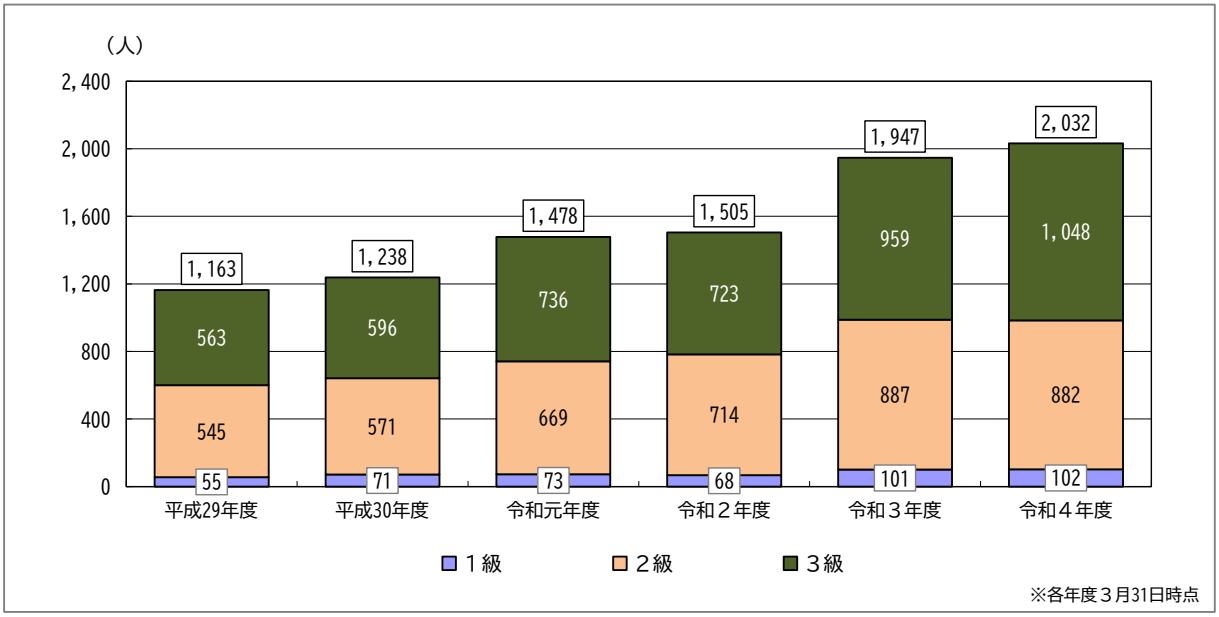

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

⑤ 難病患者の状況

平成 26(2014)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法)」が施行され、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

現在は 338 疾病が医療費助成の対象となっています。東京都においては、都独自の難病医療費助成を行っており、８疾病が医療費助成の対象となっています。

区の特殊疾病医療費公費負担申請件数は、令和４(2022)年度で 4,275 件となっています。

平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度までの過去６年間で、ゆるやかな増加傾向にありますが、総数（都のみ）は令和３(2021)年度に 108 件減少しています。

【図 2-12】

■図 2-12　特殊疾病医療費公費負担申請状況（国負担+都負担）

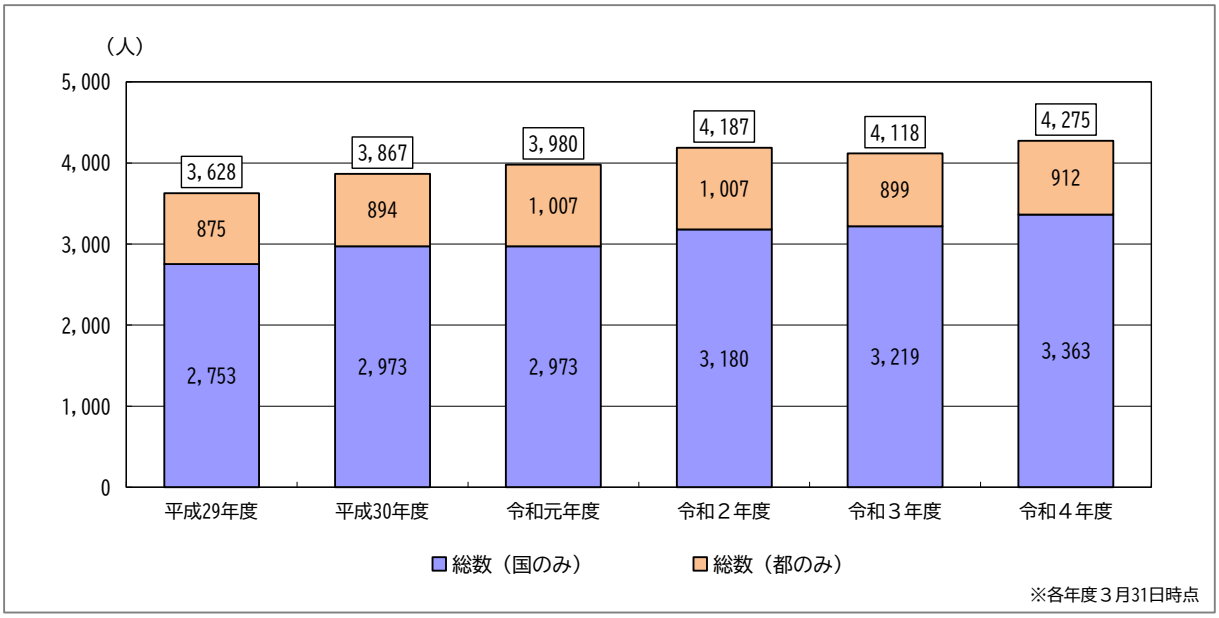

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

⑥ 障害児の状況

区の 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は、令和５(2023)年度で 200 人となっており、令和２（2020）年度と令和３(2021)年度の 213 人をピークとして減少傾向にあります。

また、区の身体障害者手帳所持者数のうち、18 歳未満の割合は、令和５(2023)年度で 2.2%となっており、その推移は令和元(2019)年度から令和５(2023)年度にかけてほぼ横ばいとなっています。【図 2-13】

■図 2-13　18 歳未満の身体障害者手帳所持者数および品川区の身体障害者手帳所持者総数に対する 18 歳未満の割合推移

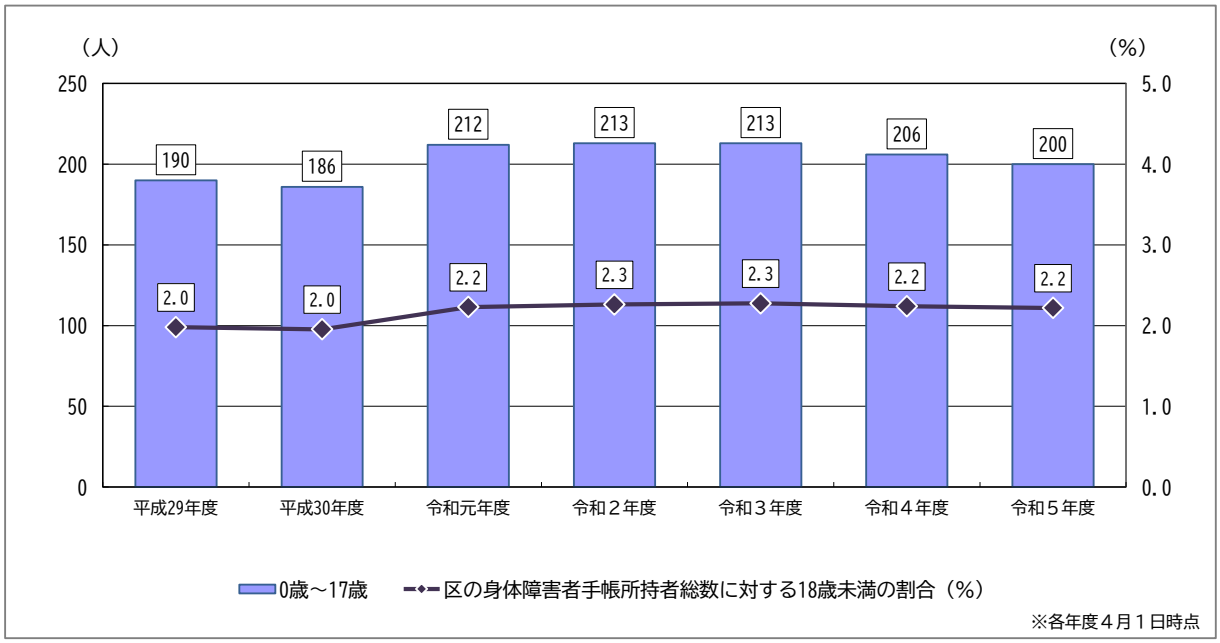

区の 18 歳未満の愛の手帳所持者は、令和５(2023)年度で 572 人となっています。

平成 29(2017)年度から令和５(2023)年度まで過去７年間のうち令和３(2021)年度までは横ばい傾向ですが、令和４(2022)年度では 58 人増、令和５(2023)年度では 60 人増と大きく増えています。

また、区の愛の手帳所持者数のうち、18 歳未満の割合は、令和５(2023)年度で 26.1%となっており、令和４(2022)年度から割合が増加傾向にあります。【図 2-14】

区の障害児通所支援受給者証発行者数は、令和５(2023)年度で 1,172 人となっています。平成 29(2017)年度から令和４(2022)年度までの過去６年間で 594 人増加しています。【図 2-15】

■図 2-14　18 歳未満の愛の手帳所持者数および品川区の愛の手帳所持者総数に対する 18 歳未満の割合推移

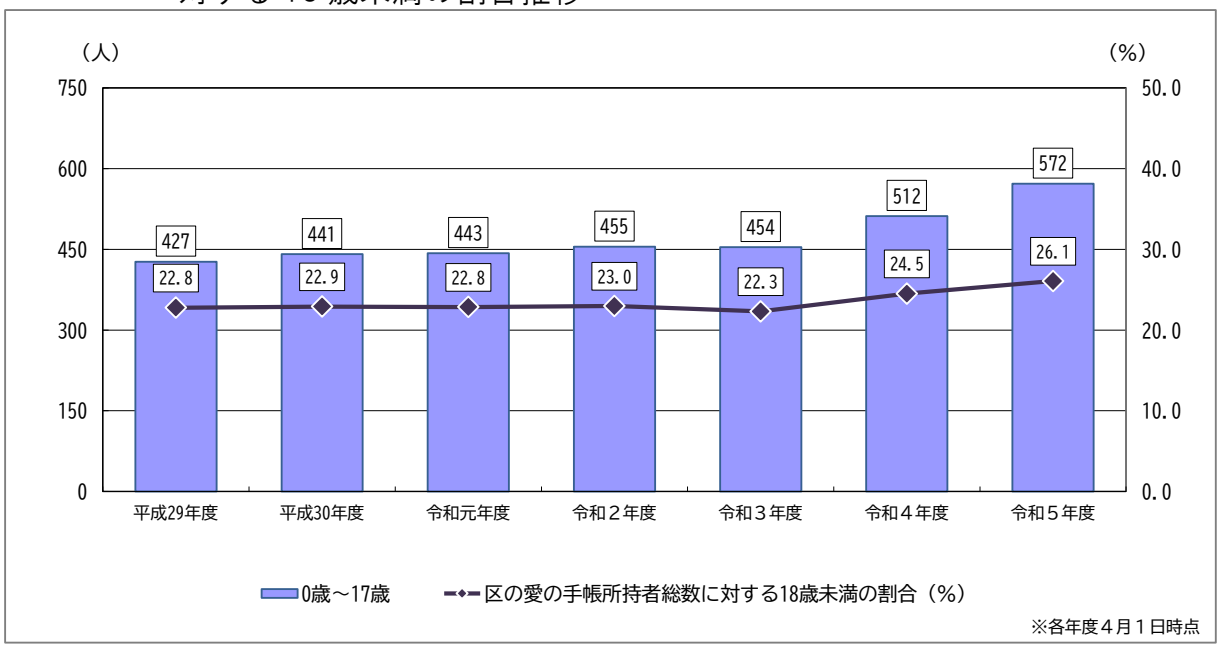

■図 2-15　障害児通所支援受給者証発行者数の推移

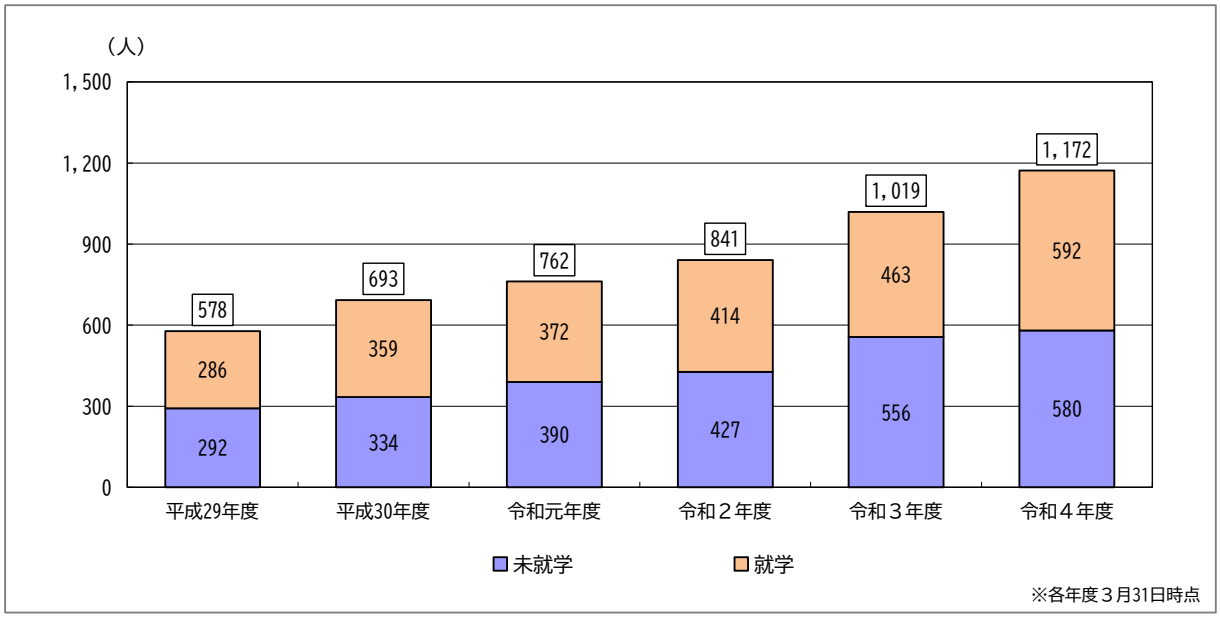

【医療的ケア児について】

区の医療的ケア児は、令和５(2023)年３月 31 日時点で未就学児が 20 人、就学児が 10 人となっています。【表 2-1】

医療的ケアの内容は、経管栄養が 21 人と最も多く、次いで酸素吸入（15 人)、気管切開と吸引（ともに 11 人)、人工呼吸器（９人)、人工肛門（１人）と続いています。【図 2-16】

■表 2-1　18 歳未満の医療的ケア利用者年齢別実人数と割合

年齢	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)
0歳	-	-	9歳	1	3.3
1歳	2	6.7	10歳	2	6.7
2歳	6	20.0	11歳	1	3.3
3歳	1	3.3	12歳	2	6.7
4歳	3	10.0	13歳	-	-
5歳	4	13.3	14歳	-	-
6歳	4	13.3	15歳	-	-
7歳	1	3.3	16歳	1	3.3
8歳	1	3.3	17歳	1	3.3
			合計	30	100.0

※令和５年３月31日時点

※在宅レスパイト事業および障害児支援等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

■図 2-16　18 歳未満の医療的ケアの内容（重複者含む）

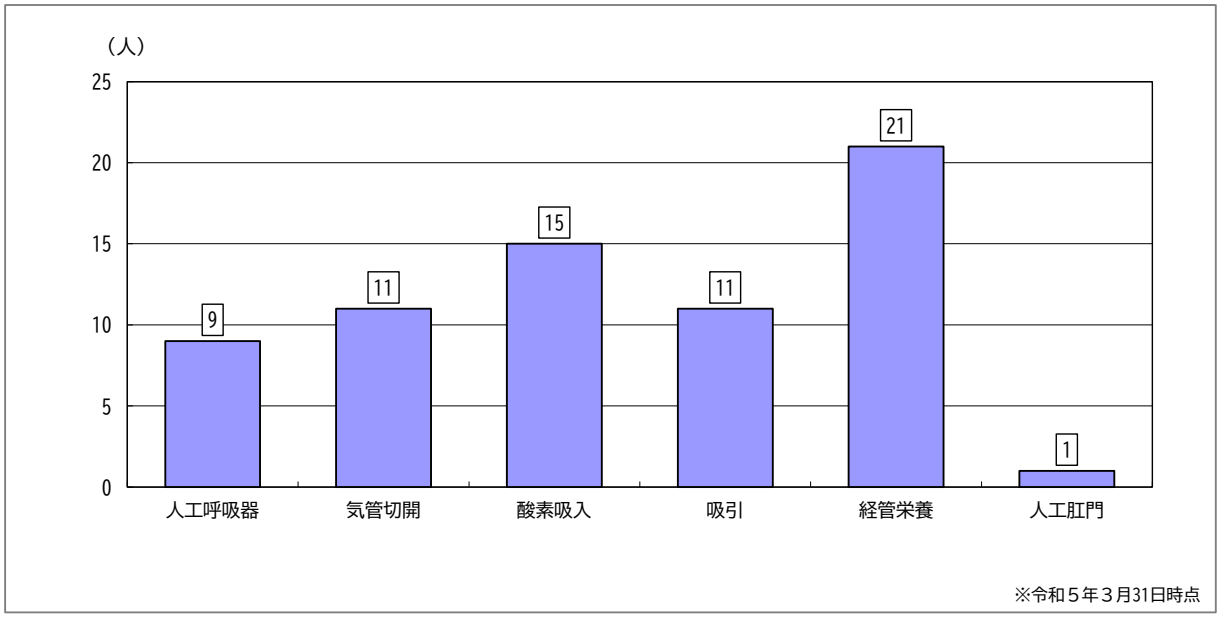

※在宅レスパイト事業および障害児支援等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

※P22～24 令和５年度実績（4～8 月）追加

⑦ 主なサービスの利用状況

（１）障害福祉サービス

18 歳以上の障害者の主な障害福祉サービスの利用状況について、生活介護は月の利用者数・利用日数ともに、令和２(2020)年度までは横ばい傾向となっていますが、令和３(2021)年度に利用者数・利用日数ともに増加しています。【図 2-17】

就労移行支援は月の利用者数・利用日数ともに、平成 30(2018)年度から令和２(2020)年度にかけてゆるやかな減少傾向となっていましたが、令和３(2021)年度から増加傾向に転じています。【図 2-18】

就労継続支援(Ｂ型)は月の利用者数・利用日数ともに、令和元(2019)年度に増加した利用が令和２(2020)年度に減少しましたが、令和３(2021)年度からはゆるやかに増加傾向を見せています。【図 2-19】

共同生活援助の月の利用者数は、平成 30(2018)年度から令和４(2022)年度までの過去５年間で 88 人増加しており、そのうち精神障害の割合も、令和３(2021)年度から令和４(2022)年度にかけて増加しています。【図 2-20】

■表 2-2　主な障害福祉サービスの利用状況

サービス名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	月間利用者数	485	485	481	490	502	494
	月間利用日数	9,190	9,362	9,067	10,023	10,011	9,888
就労移行支援	月間利用者数	125	116	117	122	128	129
	月間利用日数	2,263	2,088	2,087	2,038	2,287	2,426
就労継続支援(B型)	月間利用者数	363	381	369	374	378	388
	月間利用日数	5,873	6,331	5,693	5,919	6,124	6,378
共同生活援助	月間利用者数	170	188	200	246	258	270
	(内)精神障害	－	－	－	94	108	99

※各年度３月31日時点
※令和５年度は４月～８月の平均値

■図 2-17　生活介護

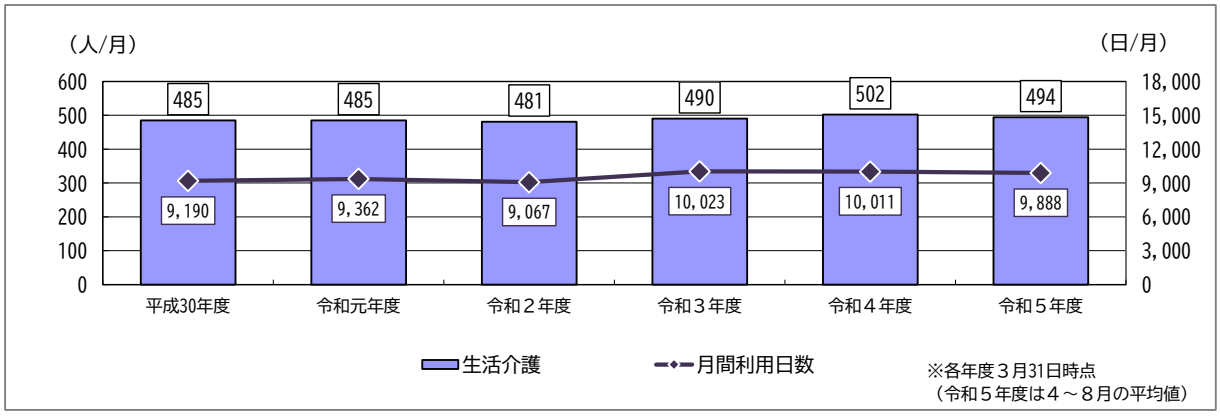

■図 2-18　就労移行支援

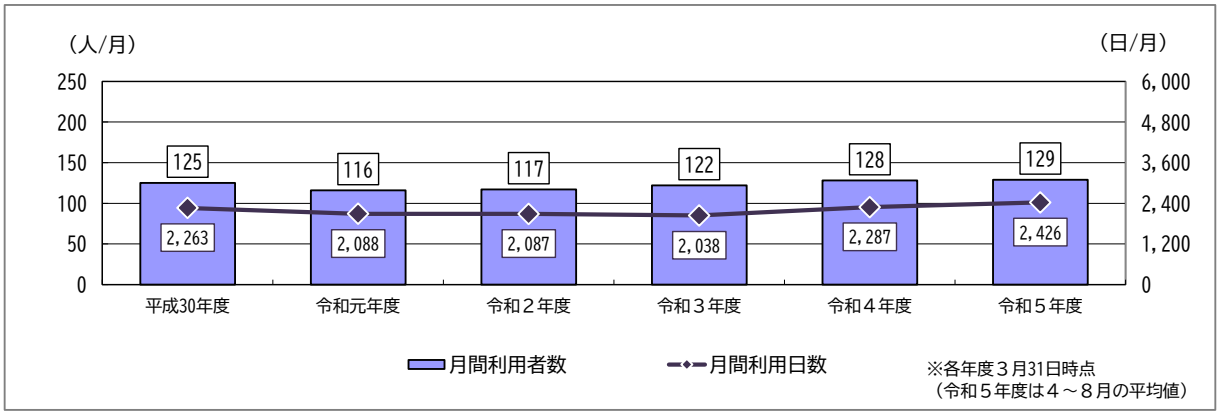

■図 2-19　就労継続支援(Ｂ型)

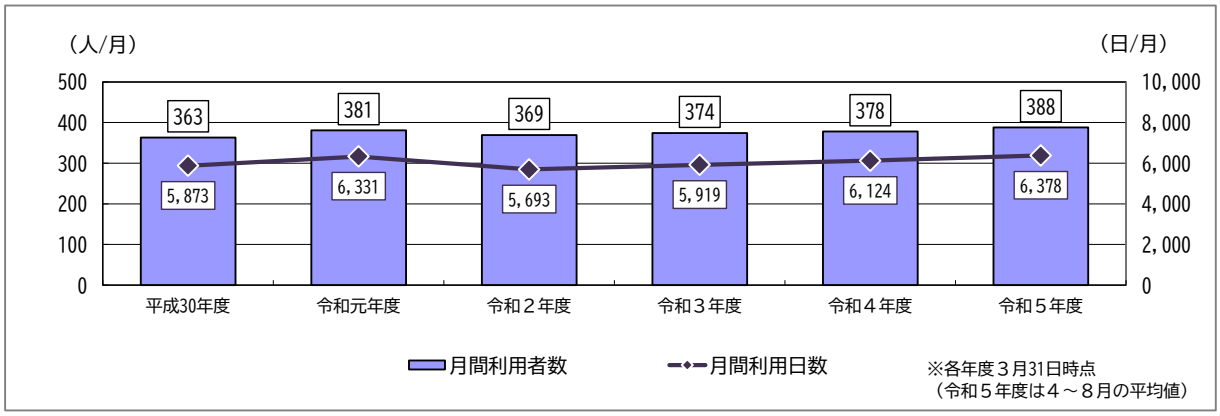

■図 2-20　共同生活援助

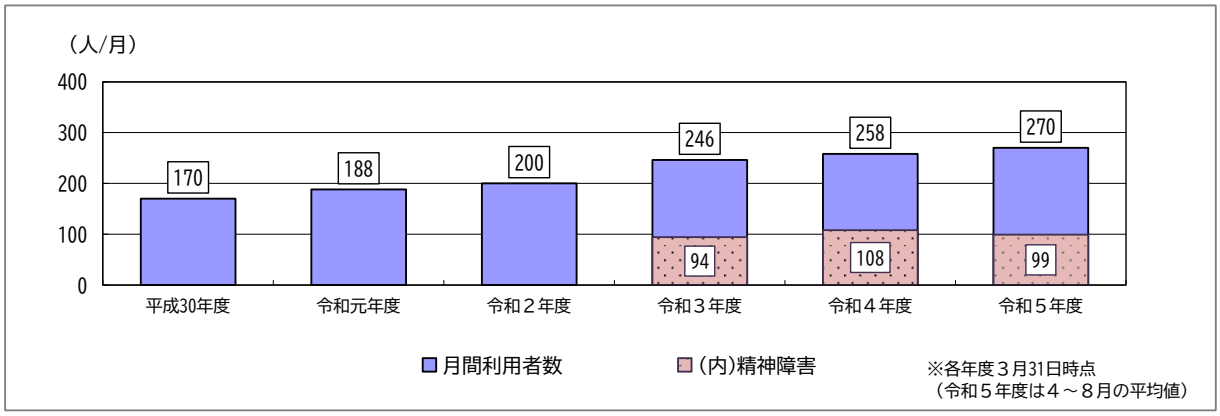

（※）精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、
第６期障害福祉計画（令和３年度）から精神障害の利用見込を設定

（２）児童福祉法に基づく主な障害児支援

18 歳未満の主な障害児支援サービスの利用状況について、児童発達支援は月の利用者数・利用日数ともに平成 30(2018)年度から増加傾向で、利用者数を前年度と比較すると、令和３(2021)年度には 129 人増、令和４(2022)年度には 97 人増となっており、平成 30(2018)年度から令和４(2022)年度の５年間で利用者数は 289 人増加しています。【図 2-21】

放課後等デイサービスも児童発達支援と同様に、月の利用者数・利用日数ともに平成 30(2018)年度から増加傾向で、利用者数を前年度と比較すると、令和３(2021)年度には 113 人増、令和４(2022)年度には 172 人増となっており、平成 30(2018)年度から令和４(2022)年度の５年間で利用者数は 368 人増加しています。【図 2-22】

■表 2-3　主な障害児支援の利用状況

サービス名	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	月間利用者数	402	449	465	594	691	698
	月間利用日数	2,022	2,552	2,847	3,422	4,067	4,205
放課後等デイサービス	月間利用者数	409	426	492	605	777	881
	月間利用日数	2,203	2,547	3,204	3,657	4,369	5,063

※各年度３月31日時点
※令和５年度は４月～８月の平均値

■図 2-21　児童発達支援

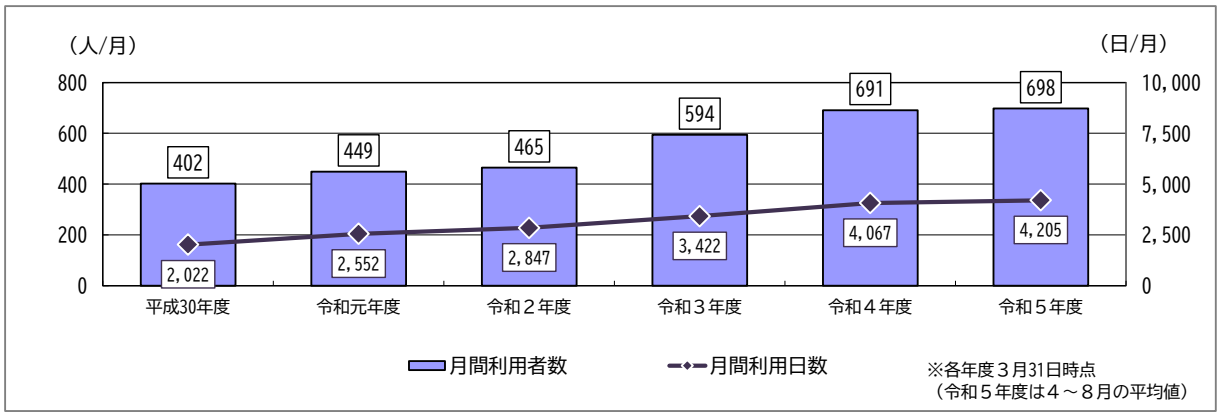

■図 2-22　放課後等デイサービス

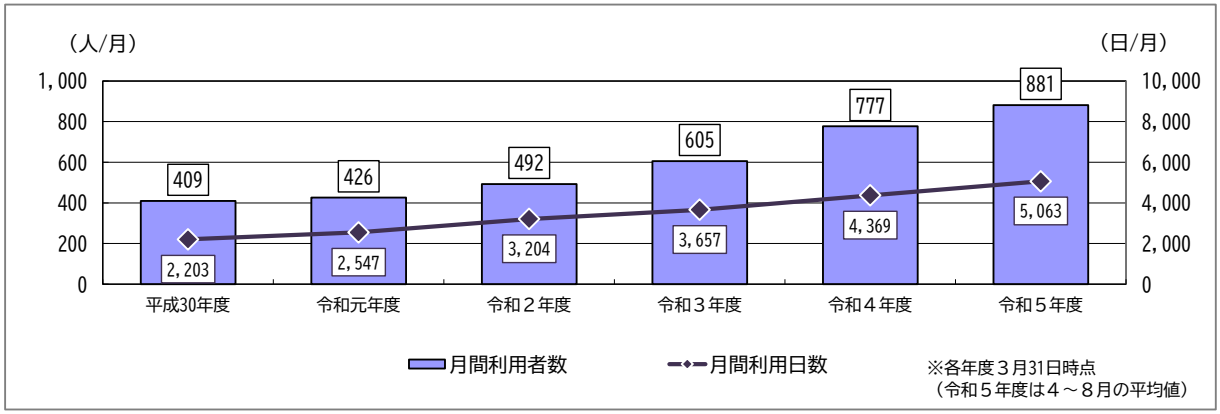

２　前障害者計画の振り返り　P27、30～32 赤字部分追加

■施策の柱１　相談支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○区内４か所に拠点相談支援事業所を開設し、地域の相談支援拠点を整備しました。 ○発達障害について、思春期から成人期にかけての各成長段階における発達特性に適した支援体制の構築を進め、成人期支援では就労系事業との連携強化を図りました。
中　期 （H30～R2）	○高齢障害者の包括的支援のため、一部在宅介護支援センター内に相談支援事業所（令和元(2019)年度２か所、令和２(2020)年度２か所、令和３(2021)年度２か所）を開設ました。 ○令和元(2019)年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所の誘致を図りました。 ○相談支援事業所連絡会を開催しました。 ○品川区地域自立支援協議会で「障害者サービス情報」や「子ども発達支援ガイドブック」を作成し、障害福祉サービス情報の周知を図りました。
後　期 （R3～R5）	○令和３(2021)年度、品川区発達障害者相談支援センターを開設しました。 ○令和４(2022)年度、品川区地域自立支援協議会相談支援部会において、施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。 ○令和５(2023)年度、相談支援の連携強化のため、相談支援システムネットワークの運用を開始しました。 ○令和５(2023)年度、地域の相談支援体制の強化の取り組みとして、区と地域拠点相談支援センターの主任相談支援員が中心となり、スキルアップのための講座等を企画し、モニタリングの検証を含め事例検討を実施しています。 ○品川福祉カレッジにおいて、相談支援専門員への各種研修を開催しました。（令和３(2021)年度８回、令和４(2022)年度７回）

■施策の柱２　地域生活支援体制の整備

前　期 (H27～H29)	○平成 27(2015)年度、障害者グループホーム整備助成制度を創設しました。 ○平成 28(2016)年度、重症心身障害児者や医療的ケア児の家族支援のため、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業を開始しました。 ○平成 29(2017)年度、地域生活支援拠点を３か所設置し、地域生活支援拠点コーディネーターの役割を担う拠点マネージャーを配置しました。
中　期 (H30～R2)	○平成 30(2018)年度、包括的な精神障害者支援をおこなうメンタルチームサポート事業を開始しました。 また、精神障害者への支援体制を整備するため「品川区精神保健福祉地域連絡会」を開催しました。 ○令和元(2019)年、障害児者の地域生活を支える拠点施設として、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」を開設しました。 ○令和元(2019)年、児童発達支援センター「品川児童学園」の機能拡充を図るとともに、地域拠点相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図りました。 ○令和元(2019)年度、区立心身障害者福祉会館において、重症心身障害者通所事業の指定を受け、重症心身障害者の受入れ体制を強化しました。 ○令和元(2019)年度、区立中延在宅サービスセンターにおいて、介護保険サービスと障害福祉サービスの共生型サービスを開始しました。 ○令和元(2019)年度、難病患者への支援体制を整備するため「品川区難病対策地域協議会」を設置しました。
後　期 (R3～R5)	○令和４(2022)年度、地域生活支援拠点検討会において、相談・情報提供体制や体験の場の確保など必要な機能の検討を行いました。 ○令和５(2023)年度、地域生活支援拠点検討会において、拠点の役割について認識を共有し検証方法を確認しました。 また、地域生活の継続を支援するため、利用者等のニーズ把握に努めています。 ○令和３(2021)年度、４か所（定員 36 名増）、令和４(2022)年度、

	３か所　（定員 19 名増）のグループホームが新規開設され、利用定員が計 55 名増加しました。 ○区立西大井つばさの家の改修工事を実施し、令和５(2023)年度から利用定員を２名増やしました（７名→９名）。 ○令和４(2022)年度、区立出石つばさの家の実施設計が完了し、解体工事に着手しました。 令和５(2023)年度は、新築工事を実施し、令和６(2024)年４月の開設を予定しています。 ○メンタルチームサポート事業を実施し、多問題を抱えるなどの対象者に対して支援を行いました。（令和３(2021)年度：46 人、令和４(2022)年度：44 人） ○「品川区精神保健福祉地域連絡会」を毎年度１回開催し、精神障害者にも対応した包括ケアの取り組み状況について情報共有を図りました。また、保健医療の連携のあり方について意見交換を行い関係機関の連携強化を進めました。 ○「品川区難病対策地域協議会」を毎年度１回開催し、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備について継続的な協議を行いました。

■施策の柱３　子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○平成 27(2015)年度、医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所への助成制度を創設しました。 ○平成 27(2015)年度、地域自立支援協議会に子ども支援部会を設置しました。 ○平成 27(2015)年度、移動支援の対象範囲に学齢児の通学支援を追加しました。 ○平成 28(2016)年度、障害児の保護者向けに、「発達支援ガイドブック」を発行しました。 ○平成 29(2017)年度、保護者が障害児の発達・生活状況等を記録する「しながわっこのサポートブック」を作成しました。 ○平成 29(2017)年度、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を開設しました。
中　期 （H30～R2）	○児童発達支援センター「品川児童学園」の児童発達支援事業の定員を増やすとともに、日中一時支援事業を併設し、機能の拡充を図りました。 ○平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度にそれぞれ重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを開設しました。 ○令和元(2019)年度、３歳から５歳児までの障害児通所支援利用者負担額の無償化しました。
後　期 （R3～R5）	○令和３(2021)年度、医療的ケア児とその保護者に相談・地域交流の場を提供するため、品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業（インクルーシブひろばベル）を開始しました。 ○区立保育園・区立小中学校の職員に対し 保育所等訪問支援の説明会を開催し、サービスの周知を行いました。(令和３(2021)・４(2022)年度実施) ○令和４(2022)年度、重症心身障害児向けの児童発達支援事業所を１か所開設しました。 ○令和４(2022)年度、医療的ケア支援関係機関の連携強化等を図るため、医療的ケア児等支援関係機関連絡会を開催しました。 ○相談支援事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めました。 ○令和４(2022)年度、障害者医療ショートステイ事業を開始しました。

	○令和５(2023)年度、２か所目の児童発達支援センターの整備に向けて、改修設計を行います。

■施策の柱４　安心・安全な生活基盤の確保

前　期 (H27～H29)	○区立施設に短期入所（緊急枠１床）を設置しました。 ○平成 28(2016)年度、区立障害者入所施設等に防犯カメラ等防犯設備を設置しました。 平成 29 (2017)年度、民設の障害者施設に防犯カメラ等防犯設備の設置助成を行いました。
中　期 (H30～R2)	○平成 30(2018)年度、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業の利用回数上限を拡充しました。(年 12 回→年 24 回) ○平成 30(2018)年度、紙おむつ支給対象を３歳以上の障害児まで拡大しました。 ○平成 30(2018)年度、区職員が品川特別支援学校避難訓練に参加し、避難所開設訓練を実施しました。 ○令和元(2019)年度、区立心身障害者福祉会館において、訪問機能訓練を開始しました。 ○令和２(2020)年度、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令後においても、サービス提供を継続している事業所に対して業務継続支援金を支給しました。 また、従事者に対してＰＣＲ検査の実施、事業所に対して感染対策物品の配布などを行いました。
後　期 (R3～R5)	○新型コロナウイルス感染症対応として、従事者に対するＰＣＲ検査の実施、事業所への抗原検査キットの配布、ワクチン接種にかかる移動支援、在宅要介護者の受入体制整備事業等、多岐に渡る支援を行ってきました。 ○避難行動要支援者への個別避難計画を作成しました。(令和３(2021)年度 44 件、令和４(2022)年度 403 件) ○令和４(2022)年度、日常生活用具の対象品目を拡充しました。(在宅人工呼吸器使用者への「自家発電装置」を追加) ○令和４(2022)年度、東京都・品川区合同総合防災訓練の避難所運営訓練に聴覚障害のある方が、令和５(2023)年度、品川区・区内三消防署合同水防訓練・避難施設開設訓練に聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加しました。

■施策の柱５　人材育成

前　期 （H27～H29）	○品川福祉カレッジにおいて、強度行動障害研修を実施しました。 ○精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修および同行援護従業者養成研修の充実に取り組みました。
中　期 （H30～R2）	○品川福祉カレッジにおいて、障害者支援に係る人材育成事業を実施しました。 ○精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修および同行援護従業者養成研修、移動支援従業者養成研修を実施しました。
後　期 （R3～R5）	○品川福祉カレッジにおいて障害者ケアマネジメント講座を開催し、相談支援専門員等の人材育成の支援を行いました。（令和３(2021)年度８回、令和４(2022)年度７回） ○移動支援従事者養成研修・同行援護従業者養成研修を実施しました。

■施策の柱６　豊かな日常生活を送るためのサービスの充実

前　期 （H27～H29）	○平成 27(2015)年度、移動支援事業対象者に難病患者および高次脳機能障害者を追加するとともに、グループ型支援･通学支援を取り入れました。また、支給時間数を 16 時間から 36 時間に拡大しました。 ○障害者の芸術活動支援事業を実施しました。 ○障害の有無に関係なく参加できる「ユニバーサルスポーツ大会」を開催しました。（平成 29（2017）年度から「ユニバーサルスポーツフェスタ」に名称変更。） ○区立図書館において、音声ガイドと字幕付き「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」を開催しました。
中　期 （H30～R2）	○「障害者スポーツチャレンジデー」を開始し、パラリンピアンによる教室や各種パラスポーツ体験等を通じて、パラスポーツに対する理解・関心の向上に努めました。また、イベントの充実を図るため、「ふくしまつり」と合同開催しました。 ○平成 30（2018)年度から「障害者フライングディスク教室」、令和元(2019)年度から「fun run& walk」を開催しました。 ○平成 30(2018)年度、福祉タクシー券・自動車燃料費助成の所得

	制限廃止しました。 ○令和２(2020)年度、精神障害者への障害者福祉手当の支給対象を精神障害者保健福祉手帳１級所持者に拡大しました。 ○スポーツ活動支援のため、障害者水泳教室・障害者水泳大会、フリースポーツ教室を開催しました。
後　期 (R3～R5)	○令和３(2021)年７月、品川区手話言語条例を制定し、手話の理解促進・普及のためのパンフレット、手話普及動画などを作成しました。 また、区民向け手話体験講座、区職員研修を実施し、区民向け手話体験講座については、従来の心身障害者福祉会館と令和５(2023)年度からは障害児者総合支援施設の２か所で実施しています。 ○令和３（2021）年度、「パラスポーツ啓発イベント」、令和４（2022）年度、「ボッチャ大会」を開催し、パラスポーツの啓発と障害者理解の促進を図りました。 ○令和４（2022）年度から、区内で活動している各種団体等にボッチャの講師を派遣するボッチャ出前体験教室を実施し、生涯スポーツとしてボッチャ競技の普及を図りました。 ○令和４(2022)年度、物価高騰対策支援事業として、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券の交付を受けている障害者に対し、区内共通商品券を支給しました。 ○令和４(2022)年度、心身障害者福祉会館の自立訓練について、機能訓練の利用ニーズに対応するため、生活訓練と機能訓練を機能訓練定員 12 名に変更しました。 ○令和４(2022)年 10 月から、障害児者総合支援施設の短期入所の定員を６名から 12 名に拡大しました。また、移動支援事業を開始しました。 ○令和４(2022)年度から、知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開始しました。令和５年度は「感じるアート～五感をフルに使ってみましょう～」を開催しました。 ○令和５(2023)年度、2025 年のデフリンピック東京開催に向けて、「デフスポーツ啓発事業」を実施し、デフリンピックをはじめ、デフスポーツおよび聴覚障害の理解促進と普及啓発を行いまし

	た。R5 予定事業 ○昭和 58（1983）年から開始した日曜サークルは、軽度の知的障害のある人を対象に、集団生活を通して生きる力、働く力を育て社会生活での自立支援のために、余暇活動を実施しています。（令和５（2023）年度：80 名在籍）

■施策の柱７　就労機会の拡充、就労支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○就労系事業所、相談支援事業所等関係機関の連携により、就労支援体制の整備・強化についての協議を進めました。 ○就労継続支援事業所を中心に、工賃向上に向けて商品価値向上に取組みました。
中　期 （H30～R2）	○平成 30(2018)年度に新たに開始された就労定着支援については、５か所の就労定着支援事業所が開設されました。 ○令和元(2019)年度、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」において、就労継続支援Ｂ型事業所（カフェレストラン）を開設しました。 ○令和２(2020)年度、品川区地域自立支援協議会就労支援部会で、障害者の就労支援をテーマにした広報番組を作成し周知しました。
後　期 （R3～R5）	○令和４(2022)年度、障害者就労施設等の自主製品の製造・販売を支援するため「障害者優先調達カタログ」を改訂しました。 ○令和５(2023)年度、多様な働き方を実現するため、超短時間就労促進事業を開始しました。

■施策の柱８　権利擁護体制の構築

前　期 （H27～H29）	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。 ○成年後見制度の普及啓発を行いました。 ○障害者権利擁護に係る相談について、必要な支援に向けて事業所との連携を図りました。
中　期 （H30～R2）	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。

	○成年後見制度利用の普及啓発を行いました。 ○虐待・暴力の早期発見や被害者の適切な保護や支援を図るため、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を開催しました。
後　期 (R3～R5)	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。 ○令和４(2022)年度、品川福祉カレッジにおいて、意思決定支援研修を開催しました。 ○成年後見制度利用の普及啓発を行いました。 ○虐待・暴力の早期発見や被害者の適切な保護や支援を図るため、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を開催しました。

■施策の柱９　障害者理解と共感のやさしいまちづくり

前　期 (H27～H29)	○平成 27(2015)年度から障害をテーマとした映画祭を開催しました。 なお、平成 29(2017)年度は「障害者週間記念のつどい」と合同開催しました。 ○平成 28(2016)年、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定しました。 ○平成 28(2016)年度、障害者差別解消法の普及啓発のため、「障害者差別解消法ハンドブック」を作成、区施設およびイベントなどで配布しました。 ○区職員向けに障害者理解促進のための研修および講演会を実施しました。
中　期 (H30～R2)	○令和元(2019)年度、差別解消推進を図るため、「品川区障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。 ○庁内に「障害者差別解消推進本部」を設置し、全庁的に合理的配慮の提供への取り組みを推進しました。 ○平成 30(2018)・令和元(2019)年度、「差別解消法ハンドブック」の改訂版を関係機関等に配布して、障害者差別解消法の普及啓発に努めました。 ○平成 30(2018)年度、総合案内窓口に遠隔手話通訳サービスを試験導入、令和２(2020)年度から行政窓口や区内施設に遠隔手話通訳タブレットを本格導入しました。 ○令和２(2020)年度、ヘルプカードをストラップ式に改良し、令和

	３(2021)年度から周知・配布しました。
後　期 (R3～R5)	○令和４(2022)年度、品川区地域自立支援協議会と一体的に開催していた障害者差別解消支援地域協議会を単独開催に変更しました。 ○令和５(2023)年度、すべての区職員を対象に障害者差別解消研修を実施しました。

３　アンケート調査結果

（１）調査の概要

本計画の策定にあたって、18 歳以上の「障害者」、支援施設に入所している「施設入所者」、18 歳未満の「障害児」を対象に、令和４年９月から 11 月までアンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）を実施しました。

アンケート調査の概要は次のとおりです。

①調査対象者

調査対象者		
障害者	在宅	障害福祉サービス利用者（全員）
		障害福祉サービス未利用者（無作為抽出）
	施設入所者	施設入所者（全員）
障害児		障害福祉サービス利用者（全員）
区内事業所		区内障害福祉サービス事業所（全事業所）

②調査期間

令和４(2022)年９月 22 日～令和４(2022)年 11 月７日

③調査方法

郵送による配布、郵送回収および Web 回答

④回収結果

●障害者・障害児：配付数 6,001 人、有効回収数 2,463 人、有効回収率 41.0%

（内訳）

調査の種類		配付数	有効回収数			有効回収率
			Web 回答	紙回答	合計	
障害者	在宅	4,390	231 (13.5%)	1,482 (86.5%)	1,713 (100%)	39.0%
	施　設 入所者	277	3 (2.6%)	113 (97.4%)	116 (100%)	41.9%
障害児		1,334	172 (27.1%)	462 (72.9%)	634 (100%)	47.5%
合計		6,001	406 (16.5%)	2,057 (83.5%)	2,463 (100%)	41.0%

●区内事業所：配付数 139 事業所、有効回収数 48 事業所、有効回収率 34.5%

（２）アンケート調査結果（抜粋）

①同居家族【在宅障害者】

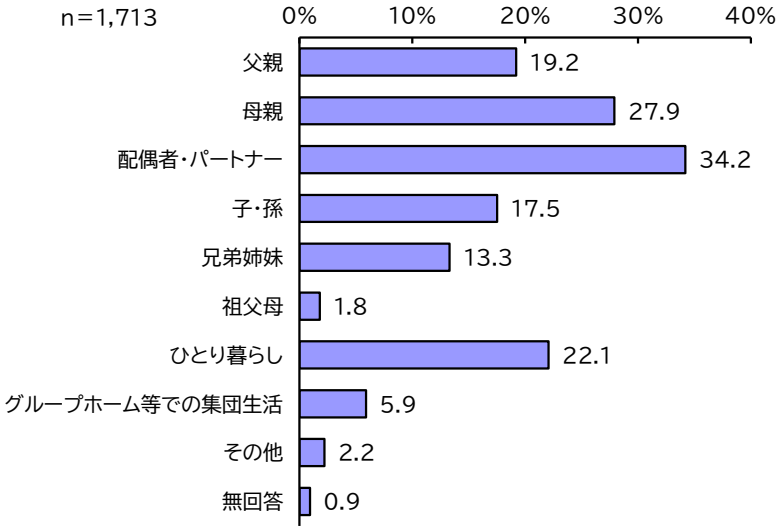

同居している家族は、「配偶者・パートナー」が 34.2%と３割半ば近くで最も多く、次いで「母親」が 27.9%、「ひとり暮らし」22.1%、「父親」19.2%と続いています。

◇クロス集計：障害種別

（単位：%）		n	父親	母親	配偶者・パートナー	子・孫	兄弟姉妹	祖父母	ひとり暮らし	グループホーム等での集団生活	その他	無回答
全体		1,713	19.2	27.9	***34.2***	17.5	13.3	1.8	22.1	5.9	2.2	0.9
障害種別	視覚障害	94	8.5	13.8	***46.8***	21.3	6.4	0.0	25.5	1.1	0.0	1.1
	聴覚・平衡機能障害	73	11.0	19.2	***45.2***	23.3	8.2	0.0	28.8	0.0	1.4	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	47	23.4	27.7	***38.3***	19.1	10.6	2.1	12.8	6.4	0.0	4.3
	肢体不自由	402	15.4	21.1	***44.8***	21.1	10.2	0.7	19.9	3.0	1.5	1.5
	内部障害	301	4.7	7.6	***49.5***	24.9	4.7	0.7	27.9	0.3	4.0	1.7
	知的障害	341	51.3	***67.7***	1.5	0.3	31.7	5.0	4.4	19.1	3.2	0.3
	発達障害	235	50.2	***66.4***	6.8	4.7	31.1	4.7	13.6	8.1	2.6	0.9
	精神障害	576	21.0	***31.6***	25.9	15.6	14.6	1.6	27.4	6.3	2.3	0.5
	高次脳機能障害	78	19.2	26.9	***51.3***	26.9	5.1	1.3	10.3	2.6	0.0	2.6
	難病・特定疾患	197	9.1	17.8	***40.6***	18.8	8.6	2.0	27.9	3.0	4.1	0.0
	慢性疾患	311	6.8	14.1	***43.7***	24.4	7.4	0.3	26.7	3.5	2.3	2.3

障害種別でみると、〔知的障害〕、〔発達障害〕、〔精神障害〕では「母親」が最も多く、特に〔知的障害〕と〔発達障害〕では６割半ばを超えており、「父親」も５割を超えています。

それ以外の障害では「配偶者・パートナー」が最も多くなっています。
また、〔知的障害〕では「グループホーム等での集団生活」が 19.1%と比較的多く、「ひとり暮らし」は反対に、4.4%と他の障害より少なくなっています。

②主な介助者【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

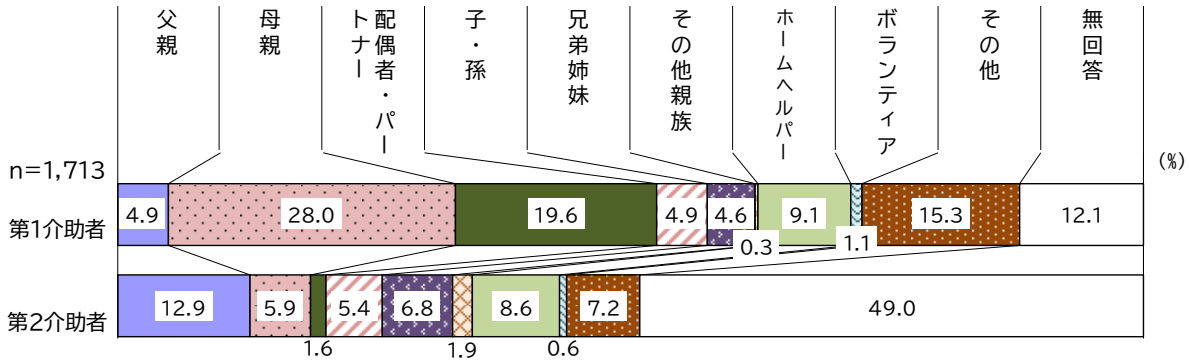

主な第１介助者は、「母親」が 28.0%と最も多く、「配偶者・パートナー」が 19.6%、「その他」が 15.3%で続いています。

主な第２介助者は、「父親」が 12.9%と最も多く、「ホームヘルパー」が 8.6%、「その他」が 7.2%で続いています。

＜障害児調査＞

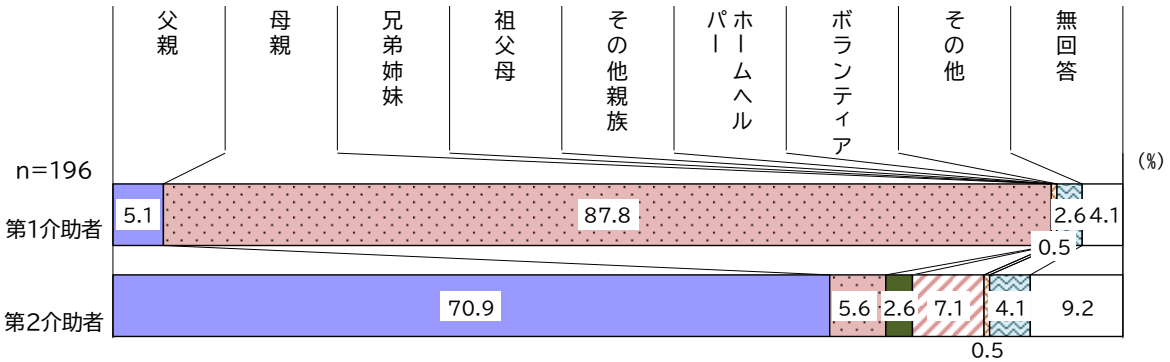

主な第１介助者は、「母親」が 87.8%と最も多く、「父親」5.1%が続いており、「兄弟姉妹」、「祖父母」、「その他親族」、「ボランティア」の回答はありませんでした。

主な第２介助者は、「父親」が 70.9%と最も多く、「祖父母」7.1%、「母親」5.6%が続いています。

また、「その他親族」、「ボランティア」との回答はありませんでした。

③主な介助者の年齢【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

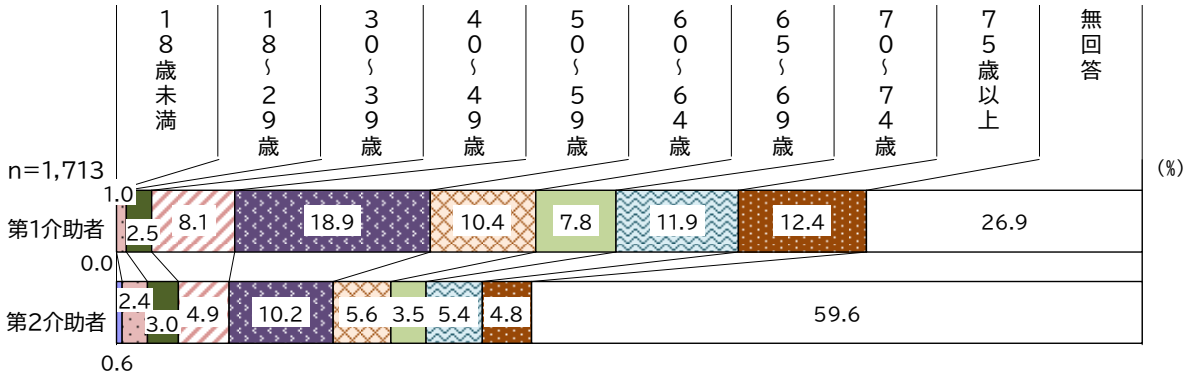

主な第１介助者の年齢は、「50～59 歳」が 18.9%と最も多く、「75 歳以上」が 12.4%、「70～74 歳」が 11.9%で続いています。

主な第２介助者の年齢は、「50～59 歳」が 10.2%と最も多く、「60～64 歳」が 5.6%、「70～74 歳」が 5.4%で続いています。

＜障害児調査＞

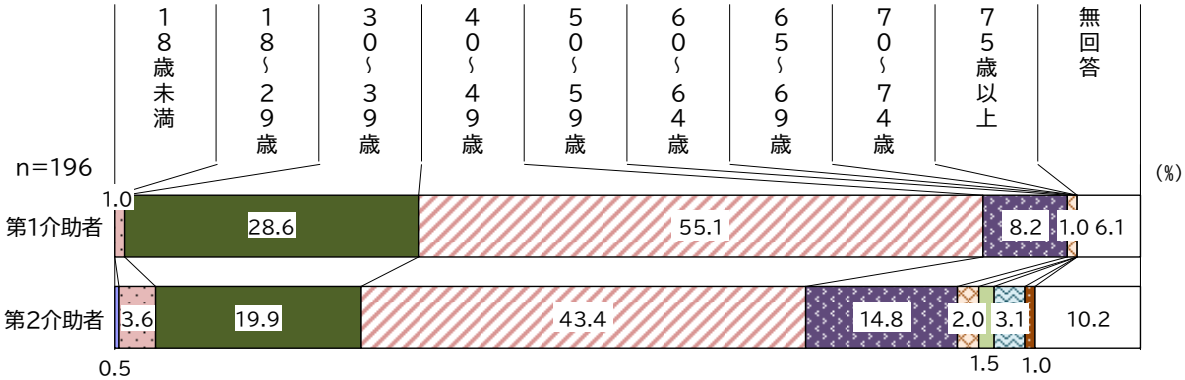

主な第１介助者の年齢は、「40～49 歳」が 55.1%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 28.6%と多くなっており、30 歳代から 40 歳代の年齢で８割を超えています。

なお、「18 歳未満」と 65 歳以上の年齢の回答はみられません。

主な第２介助者の年齢は、「40～49 歳」が 43.4%と最も多く、「30～39 歳」が 19.9%、「50～59 歳」が 14.8%で続いています。

④相談時の困りごと【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

n=1,713

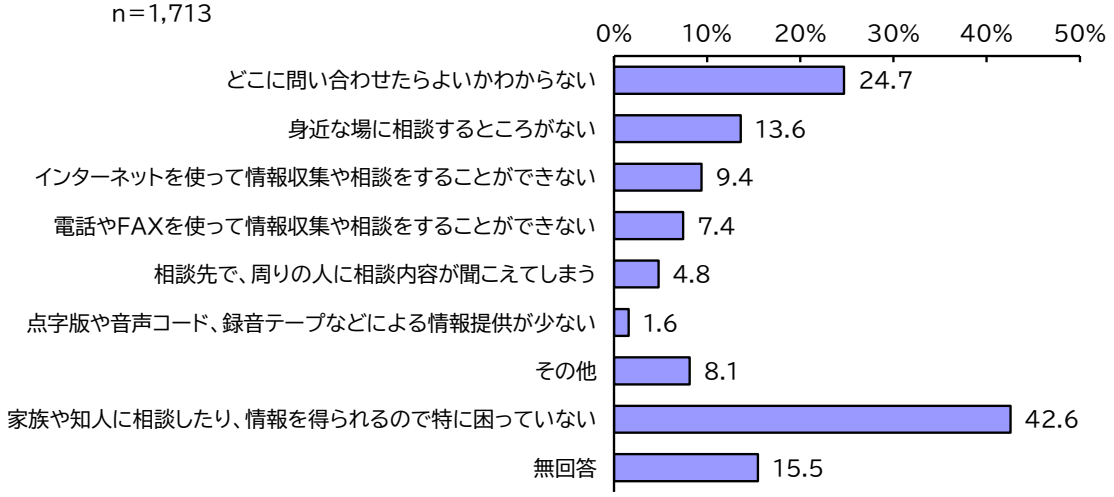

悩み事を相談する際の困りごとは、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が24.7%と２割台半ばで最も多く、「身近な場に相談するところがない」が 13.6%で続いており、それ以外の項目は１割を切っています。

一方、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」は 42.6%と、４割を超えて最も多い回答となっています。

＜障害児調査＞

n=634

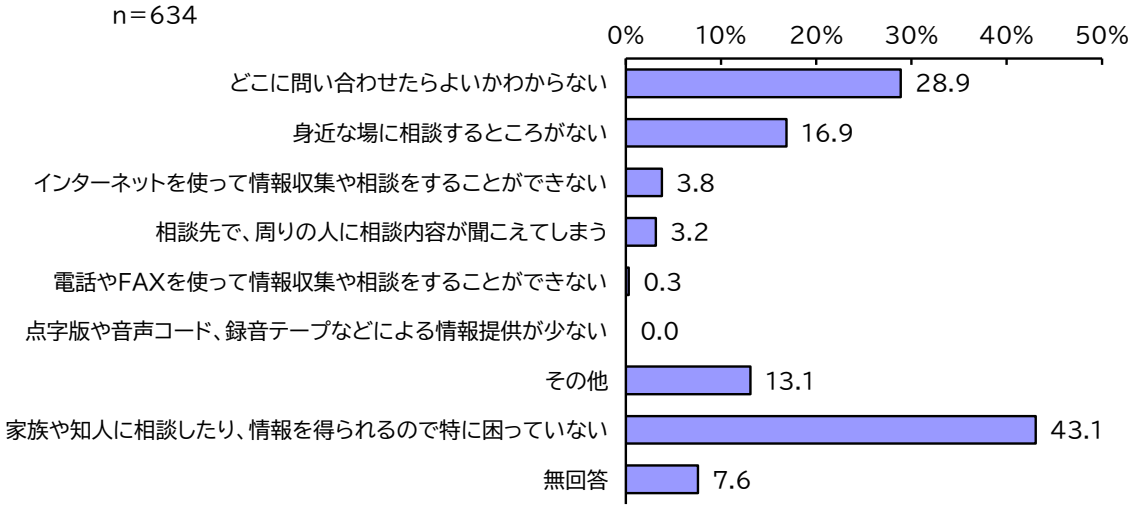

障害児では、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が 28.9%と３割近くで最も多く、「身近な場に相談するところがない」が 16.9%で続いています。

一方、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」は 43.1%と、４割を超えて最も多い回答となっています。

⑤外出頻度【在宅障害者】

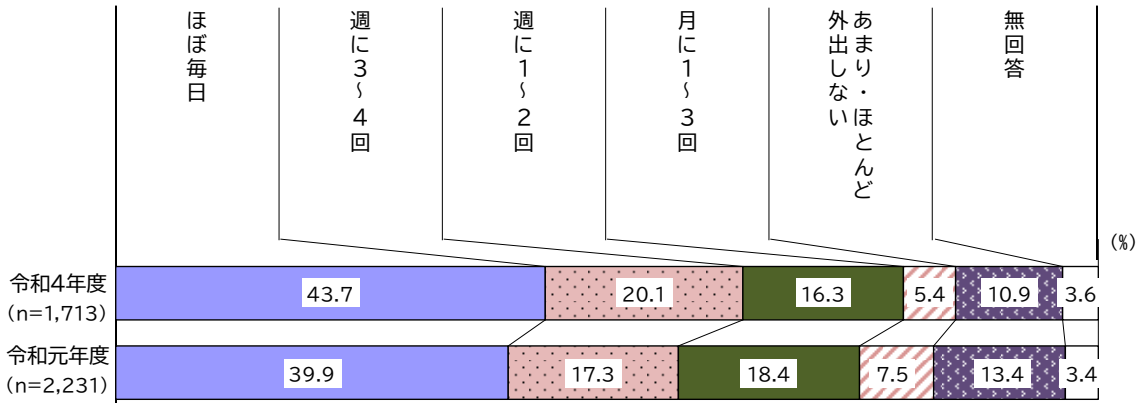

外出頻度は、「ほぼ毎日」が 43.7%、「週に３～４回」が 20.1%となっており、両者を合わせた「週３回以上』は、６割を超えています。一方、「あまり・ほとんど外出しない」が 10.9%と約１割を占めています。

令和元(2019)年度の結果と比較すると、「ほぼ毎日」や「週に３～４回」といった外出頻度が高い項目の比率が上がっており、『週３回以上』は令和元(2019)年度を 6.6 ポイント上回っています。

◇クロス集計：障害種別

（単位：%）		n	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～3回	あまり・ほとんど外出しない	無回答
全体		1,713	***43.7***	20.1	16.3	5.4	10.9	3.6
障害種別	視覚障害	94	***31.9***	25.5	20.2	2.1	16.0	4.3
	聴覚・平衡機能障害	73	***49.3***	15.1	16.4	6.8	11.0	1.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	47	***25.5***	21.3	21.3	10.6	17.0	4.3
	肢体不自由	402	***34.6***	18.2	19.7	5.0	18.7	4.0
	内部障害	301	***42.9***	22.6	12.6	7.3	11.6	3.0
	知的障害	341	***50.1***	12.6	15.0	7.3	11.4	3.5
	発達障害	235	***51.1***	16.2	17.4	5.1	7.7	2.6
	精神障害	576	***47.9***	21.5	15.6	4.0	8.2	2.8
	高次脳機能障害	78	***35.9***	17.9	20.5	3.8	19.2	2.6
	難病・特定疾患	197	***33.5***	21.8	17.3	6.6	17.3	3.6
	慢性疾患	311	***42.4***	24.1	12.9	5.5	11.9	3.2

障害種別でみると、すべての障害で「ほぼ毎日」が最も多く、『週３回以上』もすべての障害で４割台半ばを超えています。

「月に１～３回」と「あまり・ほとんど外出しない」を合わせた『月３回以下』は、〔音声・言語・そしゃく機能障害〕、〔肢体不自由〕、〔高次脳機能障害〕、〔難病・特定疾患〕で２割を超えて比較的多くなっています。

⑥日常生活での困りごと等【在宅障害者】

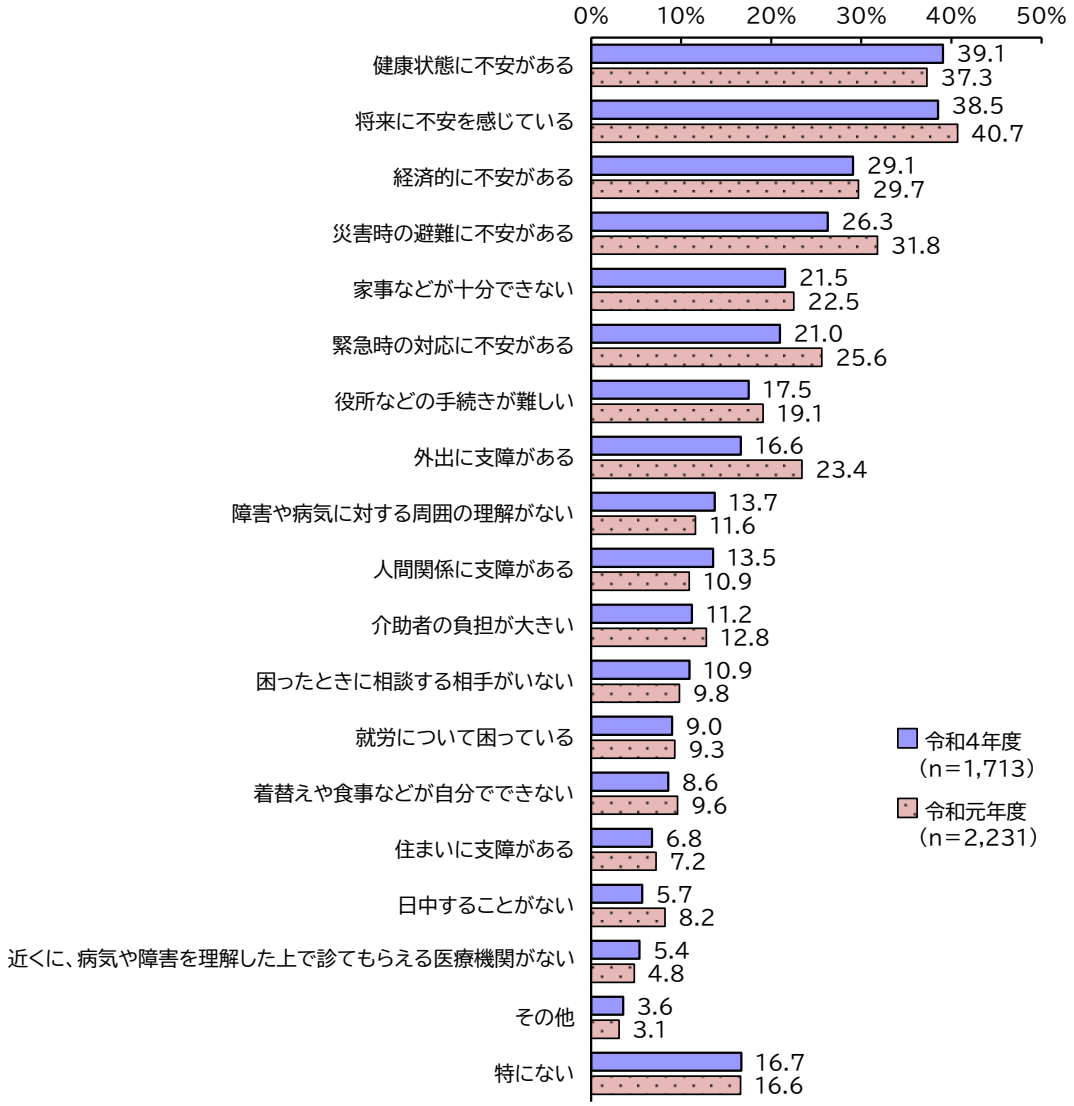

日常生活で困っていることや不安に思うこととしては、「健康状態に不安がある」が 39.1%、「将来に不安を感じている」が 38.5%と４割近くで多く、「経済的に不安がある」が 29.1%、「災害時の避難に不安がある」が 26.3%と２割台の後半で続いています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、全体的な傾向にはあまり変化はありませんが、「外出に支障がある」が 6.8 ポイント、「災害時の避難に不安がある」が 5.5 ポイントと、令和元(2019)年度と比べてそれぞれ５ポイント以上下がっています。

⑦今後の就労意向【在宅障害者】

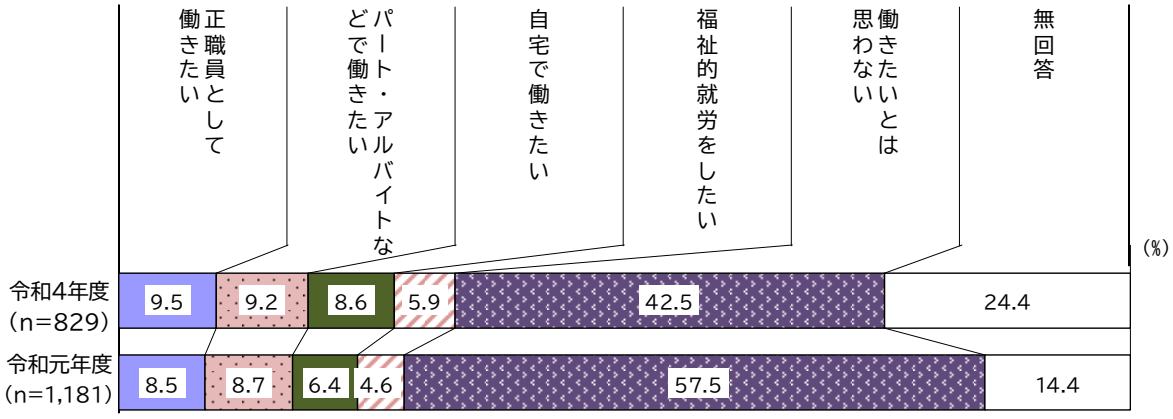

現在、働いていない方の今後の就労意向は、「働きたいとは思わない」が 42.5%と４割を超えて最も多く、「正職員として働きたい」が 9.5%、「パート・アルバイトなどで働きたい」が 9.2%と、１割近くで続いています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、「働きたいとは思わない」が 15.0 ポイントと大きく減少していますが、働きたいとした項目はいずれもやや増加している程度で、傾向にあまり変化はありません。

◇クロス集計：年齢別／障害種別

(単位:%)		n	正職員として働きたい	パート・アルバイトなどで働きたい	自宅で働きたい(自営業・内職・フリーランスなど)	福祉的就労をしたい(作業所など)	働きたいとは思わない	無回答
全体		829	9.5	9.2	8.6	5.9	***42.5***	24.4
年齢別	18～39歳	153	***25.5***	10.5	7.8	15.7	22.2	18.3
	40～64歳	251	13.9	16.3	15.1	5.2	***27.9***	21.5
	65～74歳	193	2.6	6.2	6.2	4.1	***61.1***	19.7
	75歳以上	217	0.0	1.8	3.2	1.4	***57.1***	36.4
障害種別	視覚障害	48	0.0	4.2	2.1	2.1	***60.4***	31.3
	聴覚・平衡機能障害	37	10.8	5.4	0.0	2.7	***48.6***	32.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	33	3.0	0.0	6.1	9.1	***60.6***	21.2
	肢体不自由	249	4.0	5.6	8.8	3.6	***47.0***	30.9
	内部障害	165	3.0	4.8	7.9	2.4	***53.9***	27.9
	知的障害	136	10.3	2.9	2.9	19.1	***32.4***	32.4
	発達障害	89	***22.5***	9.0	11.2	18.0	21.3	18.0
	精神障害	254	20.9	18.9	12.2	7.5	***26.4***	14.2
	高次脳機能障害	50	10.0	2.0	6.0	6.0	***50.0***	26.0
	難病・特定疾患	99	2.0	6.1	11.1	7.1	***38.4***	35.4
	慢性疾患	173	3.5	5.8	10.4	4.6	***54.3***	21.4

年齢別でみると、〔18～39 歳〕では「正職員として働きたい」が２割台半ばを占めて最も多くなっています。

また、〔40～64 歳〕では、「正職員として働きたい」、「パート・アルバイトなどで働きたい」、「自宅で働きたい（自営業・内職・フリーランスなど）」がそれぞれ１割台半ばと、多様な働き方を求めている傾向がうかがえます。

障害種別でみると、〔発達障害〕と〔精神障害〕では、「正職員として働きたい」が

２割を超え、他の障害よりも多くなっています。

また、〔知的障害〕と〔発達障害〕では、「福祉的就労をしたい（作業所など）」が、〔精神障害〕では「パート・アルバイトなどで働きたい」が、それぞれ２割近くと比較的多くなっています。

⑧障害のある人が働くために必要なこと【在宅障害者】

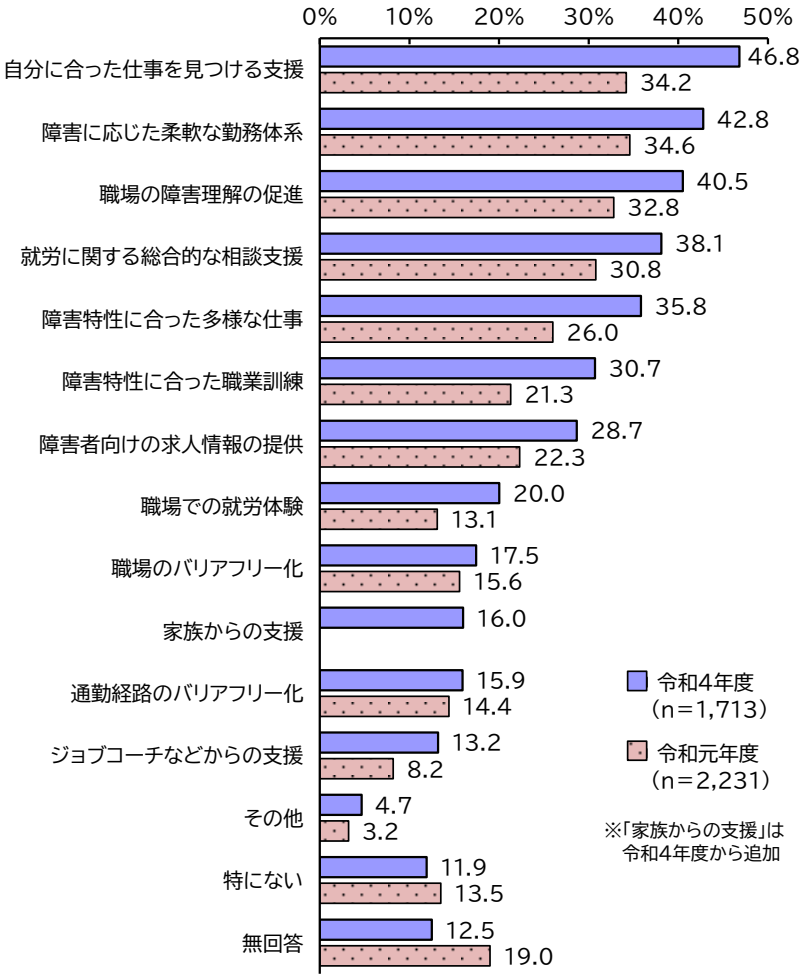

障害のある人が新しく働いたり、長く働き続けるために必要なことについては、「自分に合った仕事を見つける支援」が 46.8%と４割台半ばで最も多く、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」が 42.8%で多く、「職場の障害理解の促進」も 40.5%と４割台で続いています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、いずれの項目でも回答比率が上がっており、特に「自分に合った仕事を見つける支援」が 12.6 ポイント、「障害特性に合った多様な仕事」が 9.8 ポイント、「障害特性に合った職業訓練」が 9.4 ポイントと、自身や障害特性に適合する就労支援の項目の回答が令和元(2019)年度を大きく上回っています。

⑨サービス利用の際の困りごと【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

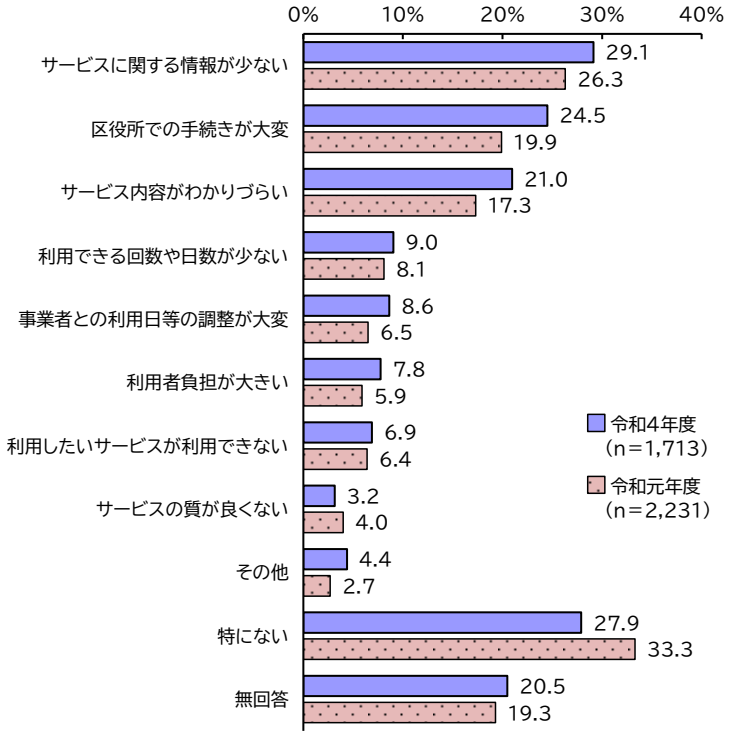

在宅障害者では、「サービスに関する情報が少ない」が 29.1％と３割近くで最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が 24.5％で多く、「サービス内容がわかりづらい」が 21.0％と２割台で続いており、それら以外の項目は１割を切っています。

一方で「特にない」は 27.9％と、３割近くに達しています。

＜障害児調査＞

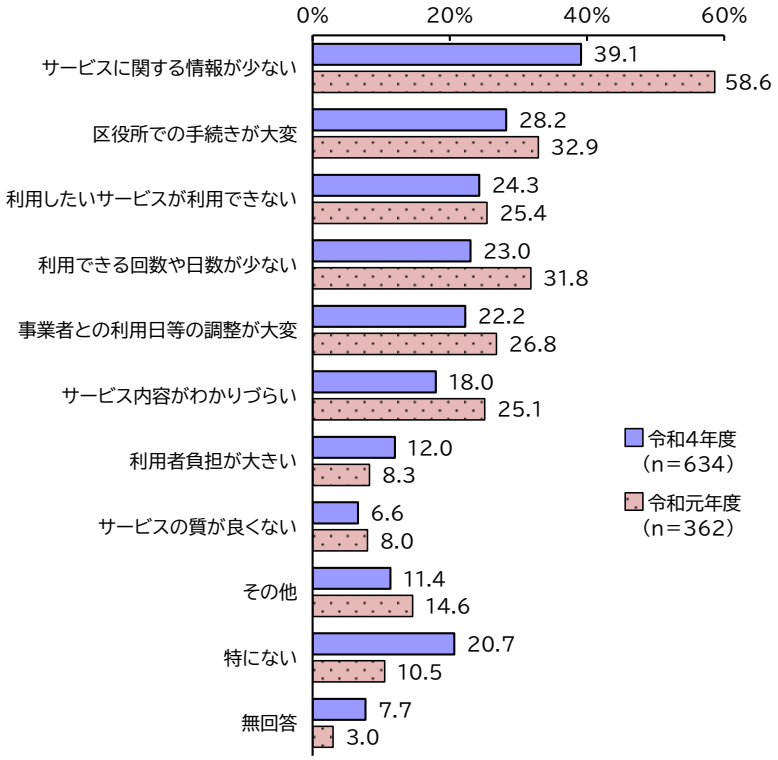

障害児では、「サービスに関する情報が少ない」が 39.1%と４割近くで最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が 28.2%で多く、「利用したいサービスが利用できない」が 24.3%で続いています。

一方「特にない」は 20.7%と、約２割を占めています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、全体的な傾向に変化はありませんが、在宅障害者では「サービスの質が良くない」以外の項目は、いずれも回答比率が令和元年度から上がっており、特に「区役所での手続きが大変」が 4.6 ポイント、「サービス内容がわかりづらい」が 3.7 ポイント上がっています。

障害児では、「利用者負担が大きい」が 3.7 ポイント上がっていますが、それ以外の項目ではいずれも令和元(2019)年度を下回っており、特に「サービスに関する情報が少ない」が 19.5 ポイント、「利用できる回数や日数が少ない」が 8.8 ポイント、「サービス内容がわかりづらい」が 7.1 ポイントと、５ポイント以上下がっています。

⑩医療的ケアについての困りごと【障害児】

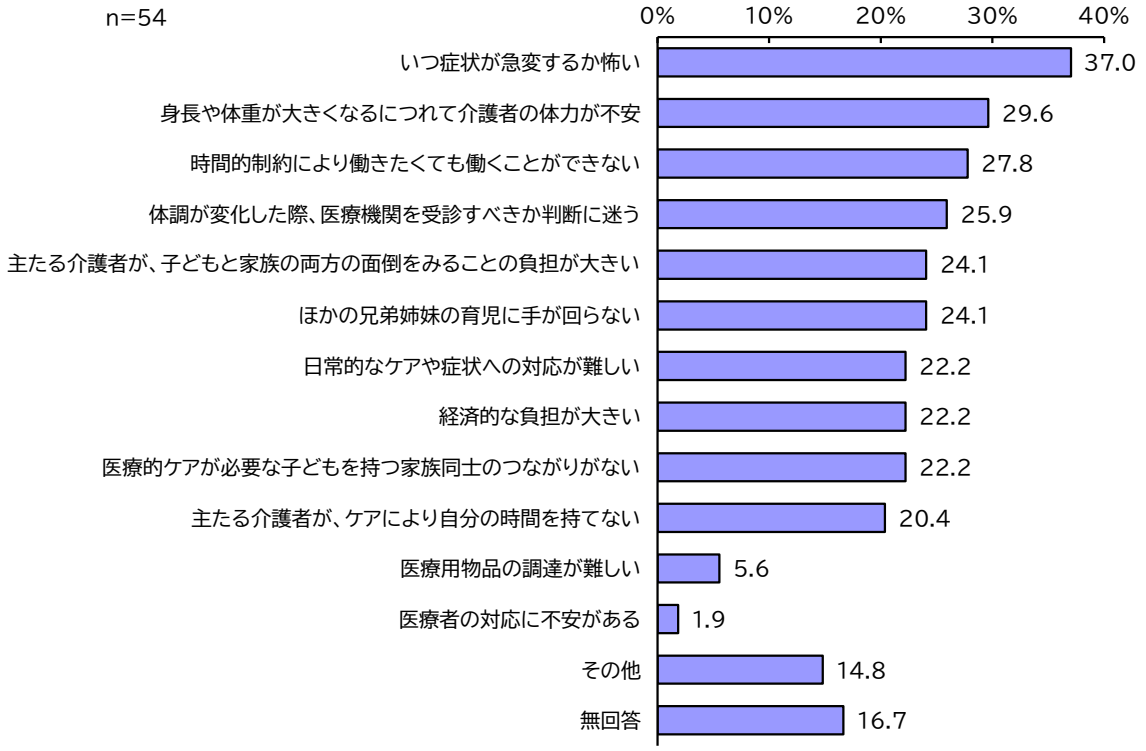

受けている医療的ケアに関連して困っていることや不安に思うことは、「いつ症状が急変するか怖い」という回答が最も多く、「身長や体重が大きくなるにつれて介護者の体力が不安」、「時間的制約により働きたくても働くことができない」などが続いており、「医療用物品の調達が難しい」、「医療者の対応に不安がある」、「その他」を除くすべての項目で２割以上と、多くの回答が挙げられています。

⑪災害発生時での困りごと【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

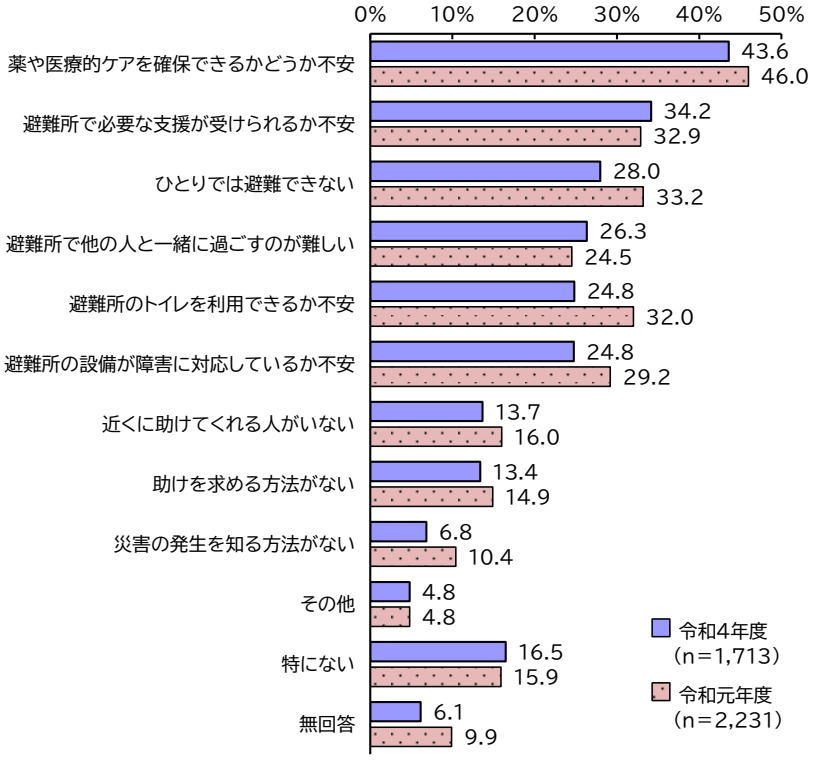

災害発生時に困ることや不安なこととしては、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が 43.6%と４割を超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 34.2%と多く、「ひとりでは避難できない」が 28.0%で続いています。

＜障害児調査＞

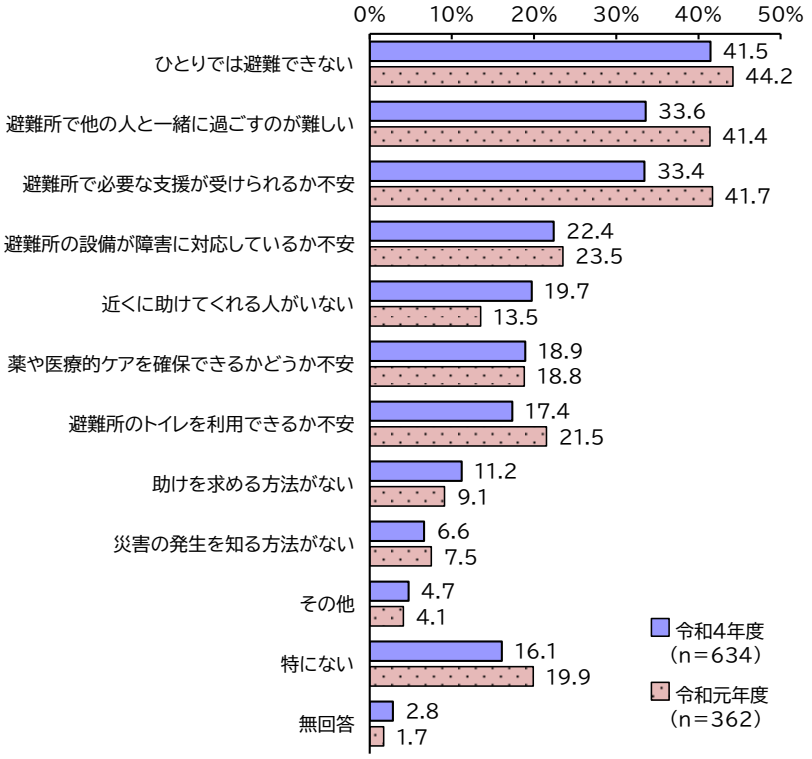

障害児では、「ひとりでは避難できない」が 41.5%と４割を超えて最も多く、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」（33.6%）と「避難所で必要な支援が受けられるか不安」（33.4%）が３割台で続いています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、在宅障害者では、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」以外の困りごとの項目はいずれも回答比率が下がっており、特に「避難所のトイレを利用できるか不安」が 7.2 ポイント、「ひとりでは避難できない」が 5.2 ポイントと、５ポイント以上下回っています。

障害児では、全体的な傾向にはあまり変化はありませんが、「その他」・「特にない」・「無回答」を除く９項目中６項目で令和元(2019)年度の数値を下回っています。

反対に、「近くに助けてくれる人がいない」は令和元(2019)年度時よりも 6.2 ポイント増加しています。

⑫障害に対する差別や偏見等の有無【在宅障害者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

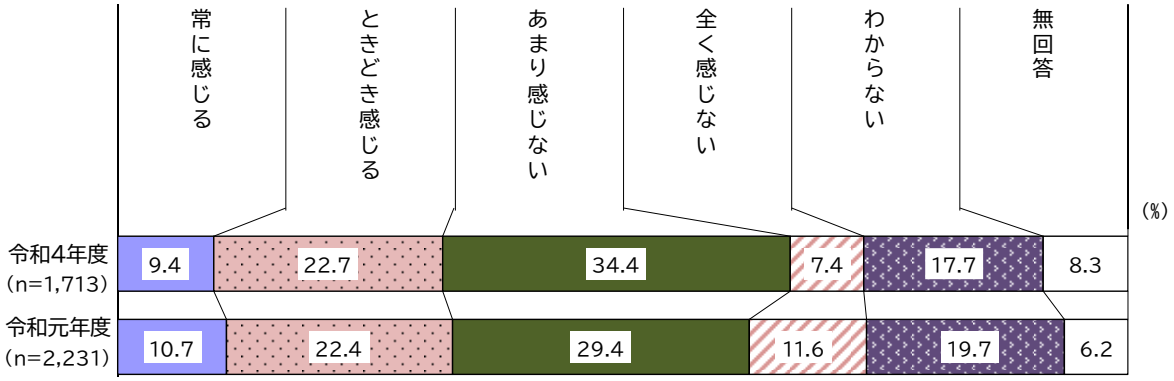

＜障害児調査＞

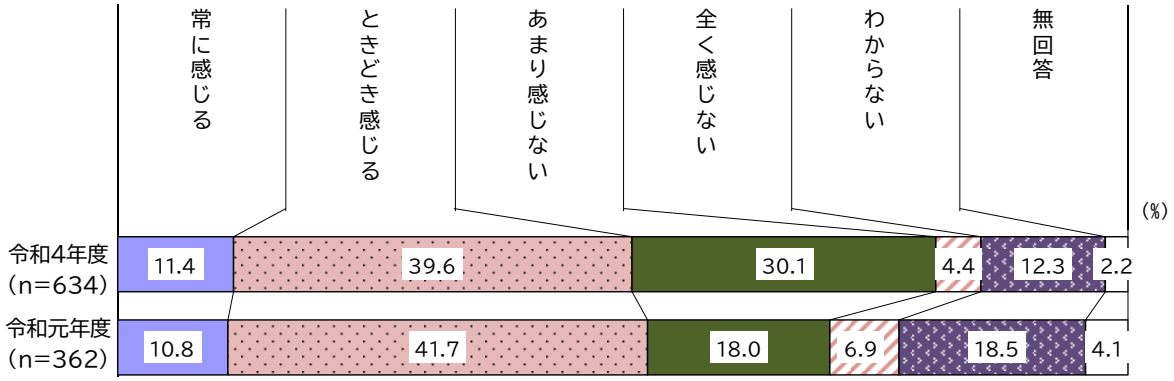

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足に関して、在宅障害者では、「常に感じる」が 9.4%、「ときどき感じる」が 22.7%となっており、２つを合わせた『感じる』は 32.1%と、３割を超えています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、「あまり感じない」が 5.0 ポイント上昇していますが、「全く感じない」が 4.2 ポイント低下しており、『感じる』と『感じない』の割合は令和元(2019)年度時からあまり変化がありません。

障害児では、「常に感じる」が 11.4%、「ときどき感じる」が 39.6%となっており、両回答を合わせた『感じる』は 51.0%と、半数を超えています。

令和元(2019)年度と比較すると、「あまり感じない」が 12.1 ポイント上昇していますが、『感じる』の割合は、令和元(2019)年度時からあまり変化がありません。

⑬成年後見制度の利用意向【在宅障害者、施設入所者】

＜在宅障害者調査＞

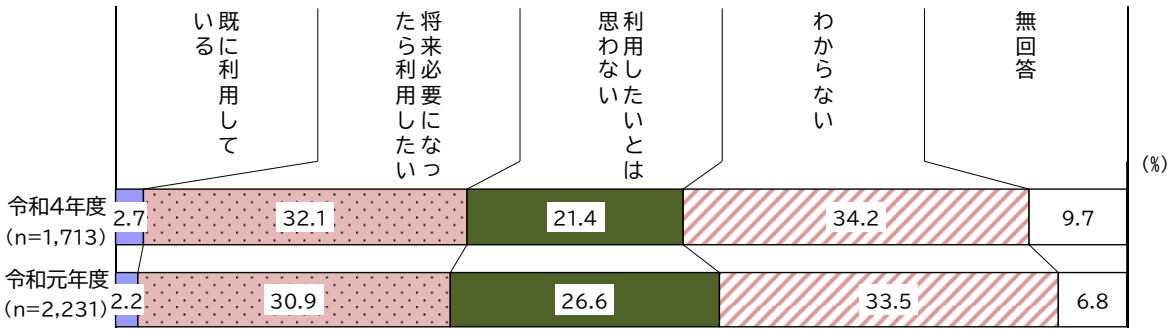

利用意向については、「既に利用している」が 2.7%、「将来必要になったら利用したい」が 32.1%と、利用に肯定的な回答が３割台半ばを占めています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、「既に利用している」、「将来必要になったら利用したい」はあまり変化ありませんが、「利用したいとは思わない」は 5.2 ポイント減少しています。

＜施設入所者調査＞

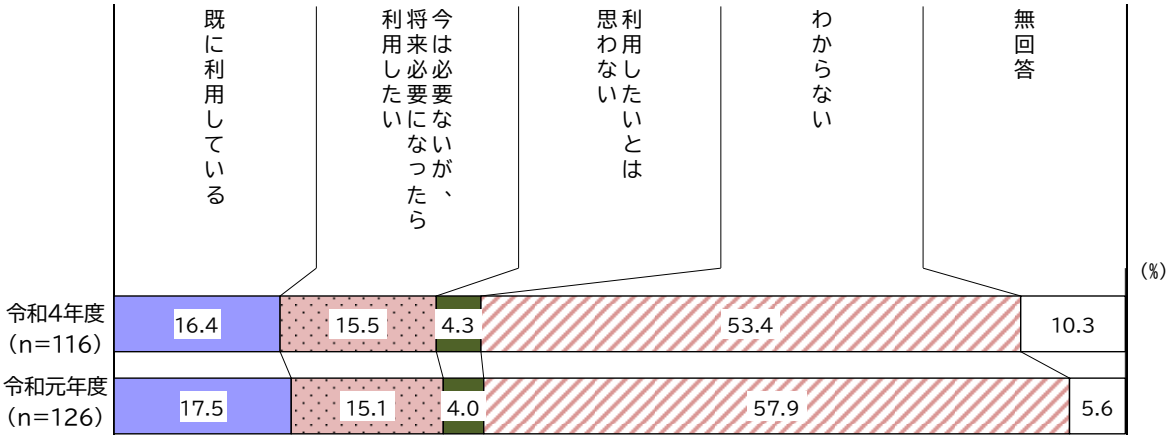

「既に利用している」が 16.4%、「今は必要ないが、将来必要になったら利用したい」が 15.5%と、利用に肯定的な回答が３割を超えています。

令和元(2019)年度と比較すると、「既に利用している」、「将来必要になったら利用したい」、「利用したいとは思わない」では、傾向に変化はみられません。

⑭希望する将来の暮らし方【在宅障害者、施設入所者、障害児】

＜在宅障害者調査＞

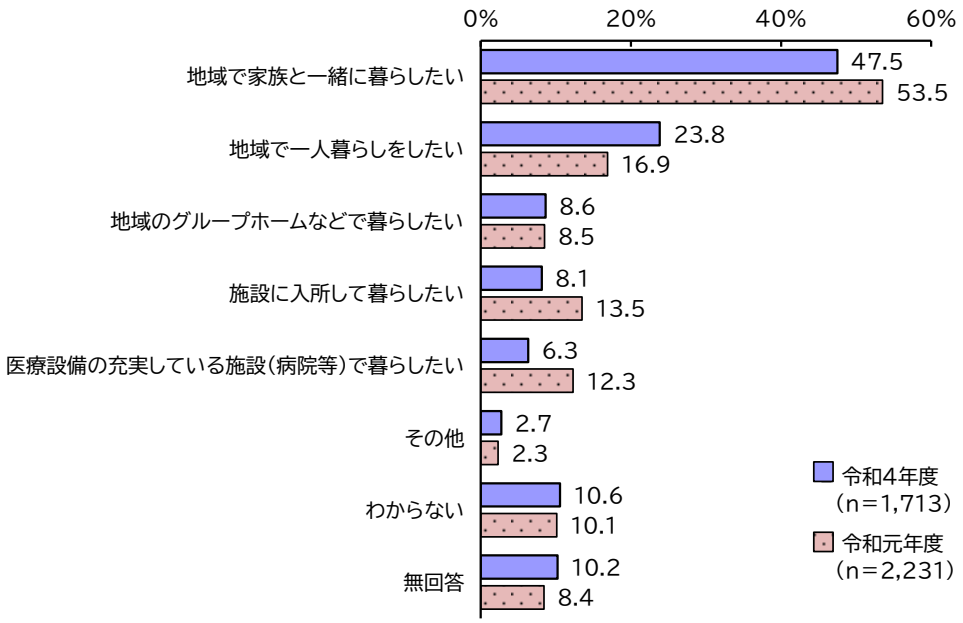

希望する将来（５～10 年後くらい）の暮らし方としては、「地域で家族と一緒に暮らしたい」が 47.5%と４割台後半で突出して多く、「地域で一人暮らしをしたい」が 23.8%と２割を超えて続いており、それら以外の項目は１割を切っています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、「地域で一人暮らしをしたい」が 6.9 ポイント増えている一方、「地域で家族と一緒に暮らしたい」と「医療設備の充実している施設（病院等）で暮らしたい」がともに 6.0 ポイント、「施設に入所して暮らしたい」が 5.4 ポイントと、それぞれ５ポイント以上減っています。

＜施設入所者調査＞

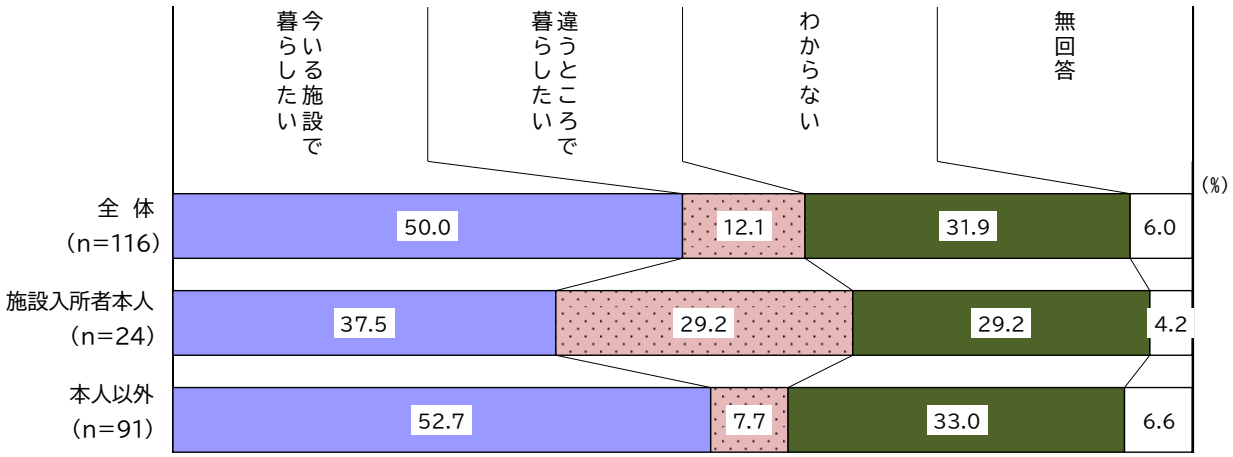

将来、どこで暮らしたいかについて、全体では「今いる施設で暮らしたい」が 50.0%と半数を占めており、「違うところで暮らしたい」が 12.1%、「わからない」が 31.9%となっています。

施設入所者本人の回答では、「違うところで暮らしたい」が 29.2%となっており、本人以外の回答の 7.7%を大きく上回っています。反対に「今いる施設で暮らしたい」は本人以外の回答で 52.7%と５割を超えており、施設入所者本人の 37.5%を大きく上回っています。

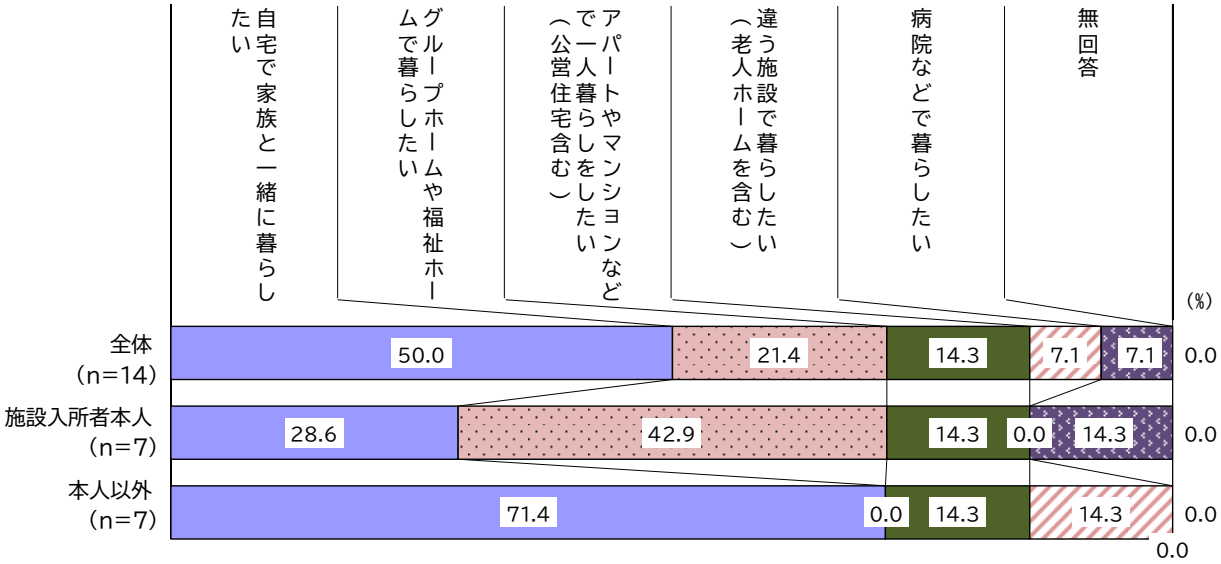

現在の入所している施設とは、将来違うところで暮らしたいと希望する回答者が、どこで暮らしたいかについて、全体では「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 50.0%（７人）と最も高くなっていますが、施設入所者本人の回答では「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」が 42.9%（3 人）、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 28.6%（２人）とほぼ同数が回答しています。

一方で、回答者本人以外の回答では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 71.4%（５人）と最も高くなっています。

＜障害児調査＞

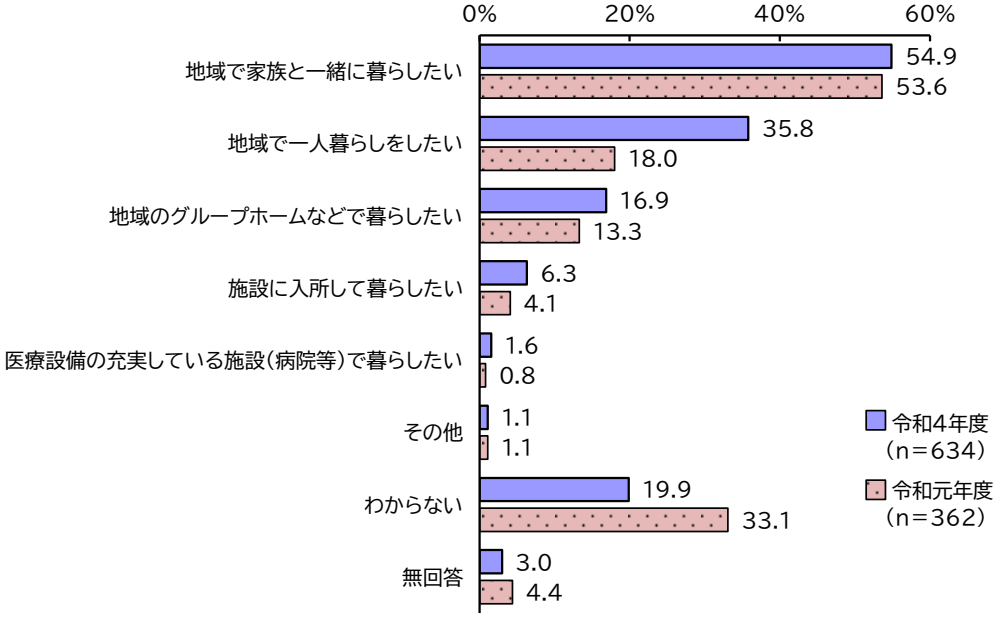

「地域で家族と一緒に暮らしたい」が 54.9%と過半数で最も多く、次いで「地域で一人暮らしをしたい」が 35.8%で多く、「地域のグループホームなどで暮らしたい」が 16.9%で続いています。

他方、「わからない」は 19.9%とほぼ２割を占めています。

令和元(2019)年度と比較すると、「わからない」が 13.2 ポイントと大きく減少しているのに対して、「その他」を除くすべての項目で令和元(2019)年度の値を上回っています。

特に「地域で一人暮らしをしたい」は 17.8 ポイントと、令和元(2019)年度より大きく増えています。